

# 現代民俗の形成と批判

## —「成人式」問題をめぐり一考察—

室井康成

### Formation and criticism about contemporary folklore : a consideration on the Coming of Age Ceremony in Japan

MUROI, Kosei

**要旨：**2000年以降、いわゆる「荒れる成人式」問題が顕在化している。一般に成人式は、多くの日本人が加齢の過程で経験する重要な人生儀礼の一種として理解されているため、その荒廃ぶりは現代の若者の未熟さを示すものとして、しばしば睥睨の対象となっている。それは成人式が、近代まで日本各地において、15歳前後の若者に対して行なわれてきた成人儀礼「元服」の現代版として捉えられることも一因だと思うが、実は両者に連続性はない。これまで現行の成人式は、敗戦直後に埼玉県蕨市で行なわれたものが全国に普及したとする説が有力であったが、本稿の調査を通じて、それがすでに戦前の名古屋市で行なわれていたことが明らかとなり、その開催趣旨や運営方式から、そこに元服の要素はなく、あくまでイベントとして開催されていたことを確認した。翻って成人式定着以前の類例を、各地の民俗事象を手掛かりに見てゆくと、何歳を成人と見なすかという基準は、ほぼ集落単位で取り決められており、全国一律の基準などなく、またその認定時期も個人の成熟度に応じて、かなりの柔軟性を持っていたことが明らかになった。この場合の成熟度とは、男子は「親の仕事を手伝う能力」、女子の場合は「結婚可能性」であり、いずれも個人差を前提としていた。だが、そうした柔軟性を駆逐したのが、明治期の徴兵制に起源をもつ「成人=20歳」という新基準であったが、これも全国民の間で共有されたと政府が認めたのは、戦後10年を経た頃であった。逆説的だが、「成人=20歳」という認識も、戦後の官製成人式の普及によって国民の間に浸透したのである。しかし、現在では新成人の約半数は就学者であり、しかもその段階で既婚である者も少ないであろう。前代に比べて現代の若者が幼く見えたとしても、それは仕方のないことである。法の規定とは別に、成人と見なす基準は時代や個人の境遇によって変わるということは、近代の民俗史が語るどころだが、そうした様々な差異を無化して、無作為に人を一堂に集めるから荒れるのであり、そこに官製成人式の限界がある。とはいえ、多くの人が経験し、しかも70年以上の歴史をもつ行事であれば、それは十分に民俗学の対象である。通常、民俗学はその対象を「保護・顕彰」すべきものとして捉えるが、本稿では、現行の成人式が民俗的根拠を欠いた意義なきものであることを論じ、その廃止を提言する。

**キーワード：**官製成人式 元服 徴兵検査 重出立証法 「成人=20歳」説 成人認定年齢の柔軟性

## 1. はじめに

本稿は、現代日本において多くの人が経験する人生儀礼の一種であり、また正月明けの全国規模の風物詩としても認識されている「成人式」について、その意義を民俗学的に考察することを目的とする。

日本の人生儀礼といえば、地域や時代によって違いはあるものの、未だ母胎内にある時に行なわれる帯祝いから、出生後に行なわれるお七夜・宮参り・お食い初め、加齢の各段階で行なわれる七五三・成人式・結婚式・厄払い、還暦後に行なわれる種々の年祝いなどが挙げられる。これらのほとんどが、当該者とごく親しい関係にある家族や親族が主体となって挙行されるプライベートな

行事であるのに対し、成人式は、地方自治体が主催者となった官製イベントである点が特徴である。また、ほとんどの人生儀礼はその起源が不明であるのに対し、成人式の場合は、昭和前期から行なわれはじめ、戦後に全国へと普及したという説が有力であり、これも特異な点であるといえる。つまり成人式は、他の人生儀礼に比べると、その歴史はごく短く、起源も明確であり、しかも純然たる民間の行事でもないのだが、現在多くの人が関わり、しかも日本の伝統的な行事として認知・伝承されているという点において「民俗」(folk-lore)的な事象であると思えることができる<sup>1)</sup>。

なお、この「民俗」という用語は、その語感から「民間の習俗」のようなイメージを漠然と想起させるが、実は民俗学においてさえ、その概念については明確にされないまま今日に至っている<sup>2)</sup>。ただし、近代化の中で消滅しつつある前近代以来の伝承文化であるという理解

は、おぼろげながら共有されてきたようで、それが文化財行政と結びつくことにより、「民俗」とは積極的に保護・顕彰しなければならない事象であるとする認識が一般化しているとみてよい。だが、私は日本民俗学の創始者・柳田国男の「民俗」観の分析から、これを「伝承事象とそれを発現させる俗信（禁忌）をトータルに把握できる現在の状況」（室井 2010：103）と規定している。これに従うと、「民俗」には改善・排除しなければならない因習や悪弊といった負の要素も含まれることになるが、通常、民俗学において「民俗」の負の側面が問われることは、ほばないといって大過ない<sup>3)</sup>。

後述するが、今日行なわれている官製成人式は、その開始当初から、各地で参加者の華美な服装が問題視されることがあり、その実態を、新成人の親の財力競争と喝破した論者もいた。また、来賓として招かれた政治家の顔見世の場という側面もあり、その弊害は早い時期から指摘されている。そして2000年代に入ると、いわゆる「荒れる成人式」問題が顕在化し、その意義を改めて問う声が高まっている。そうした成人式をめぐる今日的諸課題についても、本稿では民俗学の立場からの見解を示してゆきたい。

## 2. 成人式の形成過程

### (1) 成人式＝「元服」という見方は正しいか

現在の日本においては、成人（大人）と未成年（子供）の区別は、法律をその根拠としている。現行の民法には第四条に「年齢二十歳をもって、成年とする」とあり、この年齢は、民法に成年規定が設けられた1898年（明治31）以来、現在まで変わっていない。だが、飲酒や喫煙の可能年齢は20歳であるものの、選挙権の行使は18歳、婚姻可能年齢は男子18歳・女子16歳、義務教育を終了した15歳以降は就労も可能となるため、20歳までに、それまで規制されていた物事が段階的に解禁となって成人に至るとというのが実態である。

一方、前近代の日本では、男子については「元服」と称する成人儀礼があり、この日を境に、少なくとも表向きは、いきなり成人として扱われた。ただし、元服の年齢には個人差があり、その実施年齢は10歳に満たない少年期から20歳近くまでと幅広かったが、概して15歳前後が目安とされていたらしい。後述するが、女子については元服に相当する成人儀礼はほとんど見られず、多くは身体的発育状況をもって成人と見なされていた。

元服は、古代中国において儒教が国教化されるに伴い普及した儀礼であるとされる。五経の一つである『礼

記』に「冠者、礼之始也」とあり、「冠者」すなわち成人になることが、儒教国家の一員として生きるための第一歩であったと見られていた。この場合、成人とは礼を弁えた人ということになる。そのため、頭上に冠を戴き、成人であることを視覚的に示す元服儀礼が重視された。ただし、史書においては、元服年齢が身分毎に明確に規定されていたものの、中国の秦から明までの歴代王朝における皇帝・皇子の元服年齢は、明らかになっている事例だけでも2歳から22歳までと幅広く、一定していなかったという（花房 1980：1-20）。やはり古代中国においても、元服の実施は個人の発育状況や、その他の政治的事情などを考慮して行なわれたと考えるべきであろう。

日本における「元服」の初見は、714年に当時の皇太子（後の聖武天皇）に対して行なわれたものとされるが（大間知 1959：227）<sup>4)</sup>、これは当然のことながら、中国の礼法を模倣したものであろう。その後、元服は武家を中心に成人儀礼として定着し、徳川時代を通じて民間にも普及していったと考えられる。近代に入っても、諸法で規定された「成人＝20歳」という観念が定着するまでは、各地で元服やそれに類する成人儀礼が行なわれていた。しかし、明治時代以降、それらのほとんどは急速な衰退を余儀なくされる（大間知 1959：228）。その要因については諸説が考えられるが、おそらく男子が満20歳で経験する徴兵検査が、元服に代替する成人儀礼として見なされたためであろう。

さて、戦後に普及した成人式を、かつての元服と同じような意味をもつものとして認識する向きもあるが、両者は以下の諸点において異なっている。

まず元服は、家族もしくは集落・町組などの最小の地域コミュニティが主体となって催すものであり、現在の成人式のように行政が関与するものではなかった。また前近代に行なわれていた元服では、前髪を削ぎ落としたり、普段着として羽織を召すなど、視覚的にも成人したことが明示され、それに見合った振る舞いが要求されたが、今日では、成人式を境に見た目も大人に変わるということは通常ありえない。さらに敷衍すると、武家においては、侍にとって至上の責任の取り方である自害の作法が伝授されるのもこの時であるが、今日の成人式では、さような自覚を求められることもないのである。このほか、近代まで各地にみられた元服の遺習でも、そこに至るまでには、霊峰への登拝や、力石を持ち上げるなどの肉体的試練を経ねばならず、晴れて元服を迎えた者は、若衆組織への加入が半ば義務付けられており、その

構成員としての則を遵守することが求められ、違反者には各種の制裁が課されるとされた。

今日の成人式には、当該者に対し成人したことを自覚させるための通過儀礼的な要素は皆無である。ゆえにその本質は、20歳限定の「合同誕生日会」もしくは「同窓会」という程度の性格しかなく、それが公金をもって運営されているというのが実態であると言えるだろう。

(2) 埼玉県蕨町起源説の再考

現在各地の自治体で主催されている成人式は、埼玉県北足立郡蕨町（現在の蕨市）で、戦後間もない1946年（昭和21）11月22日から3日間にわたり行なわれた「青年祭」が、その後各地に普及したものであるとされる（蕨市編 1995：775）。ただし、蕨町と同じ年に「成人祭」と称したイベントを行なった宮崎県東臼杵郡諸塚村も、成人式発祥の地として名乗りを上げているが、起源については蕨説がほぼ定説化している（田村 1999：230）。

蕨ではじめて実施された「青年祭」が3日間をかけて行なわれたのは、このイベントが演芸会・展覧会・スポーツ大会・バザーなどを含む娯楽性の高いものであったからである。このうち今日の成人式に相当するものは、初日に蕨第一国民学校（現在の市立北小学校）を会場として行なわれた「成年式」であった。この由緒から、蕨市では現在も成人式ではなく「成年式」と呼んでいる。

そもそも、この「青年祭」を企画したのは、地元の青年団長で町会議員を務めていた高橋庄次郎であり、主催者もあくまで青年団となっていたが、以下に掲げる「青年祭」の式次第を見る限り、その内容は今日全国で見られる成人式と変わらなかったことがわかる（金子 1975）。

- 開式の辞（青年団長）
- 町長式辞
- 文部大臣の青年に与ふる言葉（申請中）
- 埼玉県知事の青年に与ふる言葉
- 来賓祝辞（本県選出代議士 県議等）
- 成年者代表 誓の詞
- 閉式の辞

上記は、成人式の蕨市起源説を傍証するものといえるが、私は今回、戦前に蕨と同じような形式の式典が、愛知県名古屋市において開催されていたことを確認した<sup>5)</sup>。それは、1934年（昭和9）12月15日付の『日本青



写真1



写真2

年新聞』（青年団の全国組織である大日本連合青年会の機関誌）における「元服精神の復活 名古屋市連合青年団主催の青年団成年式」と題した記事である（写真1）。ここには、すでに名古屋市では前年から「成年式」と称するイベントが催されていた旨が記されており、それは「一部のうちには青年団に元服式を復活したいといふ意見」を受け、「大体青年団員にして満二十歳に達し、壮丁検査を終った者に対して」「成年たるの自覚を促す」目的で行なわれたことがわかる。また同記事では、「おそらく今後全国の青年団にも此の種の式がぐんぐんと普及するであらう」との見通しが示されているが、実際にどの程度普及したのかは詳らかではない。ただし、3年後の1937年（昭和12）2月1日付の同紙に、同年1月9日に熊本県球磨郡湯前村（現、湯前町）で行なわれた青年団主催の「成年式」について報じた記事があることから（写真2）、ある程度は名古屋市に倣う青年団は存在したと考えられる。

なお、1936年12月15日付の『日本青年新聞』には、同年11月22日に名古屋市公会堂1階ホールを会場に行なわ



写真3

れた市青年団主催の「成年式」の様子が写真入りで報じられている(写真3)。これは3年前に同市においてはじめて挙行された「成年式」が、その後も毎年継続して実施されていたことを示すものであろう。注目すべきは、その実施日が11月22日で、戦後に埼玉県蕨町で行なわれた第一回の成年式と同じであるという点である。また同記事には当日の式次第が略説されているが、それによると、式典は聖恩旗の入場から始まり、国歌斉唱・宮城遙拝・青年団長式辞・成年者代表宣誓・下部青年団への奨励金交付・来賓式辞(第三師団長・市議会議長など)・国歌斉唱・万歳三唱と続き、聖恩旗退場で閉式となっている。戦時期特有の色合いを差し引いたとしても、その流れは蕨町のそれと酷似する。さらに名古屋の「成年式」では、閉会後に「娯楽の集い」と称するイベントが催され、そこで青年団員による謡曲・詩吟・民謡・剣舞などが19時頃まで披露されたという。これも同日に演芸会的なイベントがセットされた蕨町の第一回成年式に似ていよう。

ここで、蕨町の成年会を企画した高橋庄次郎が、地元の青年団長であったことを思い起こしたい。高橋もまた団幹部として『日本青年新聞』を購読していたはずである。これを通じ、高橋は名古屋などでの取り組みを知っていたのではなかったか。すでに名古屋や熊本の青年団

において使われていた行事と同じ名称を採用した点も勘案すると、蕨の「成年式」は、他地域での取り組みを移入したものであった可能性が捨てきれない。

### (3) 浮遊する目的

前に見たように、戦前に名古屋市青年団が主催した「成年式」は、すでに失われていた「元服」を、再び行ないたいという声を受けて企画されたものであるらしいが、ここでは当人に成年としての義務や試練を課するという元服本来の要素はなく、「成年たるの自覚を促す」という目的は謳われていたものの、それは先輩や顕職者による式辞で代替される程度であった。この点は、戦後に開始された蕨町の成年式でも同様である。むしろ、式とセットで行なわれたレクリエーションを見てもわかるように、その実質は新成人への祝福であったろう。蕨町で企画された成年式の趣旨も、新成人への激励であった<sup>6)</sup>。

そして1948年(昭和23)7月20日に「国民の祝日に関する法律」が公布され、1月15日が「成人の日」と定められると、翌年1月5日、各都道府県の教育委員会に対して文部次官通達(「成人の日」の行事について)が発せられ、「成人の日」に合わせて管内の市町村の学校や公民館において「成人式」を行なうべき旨が指導された<sup>7)</sup>。その後も1956年に再度の文部次官通達、1966年に文部省社会局長通知が出され、高度経済成長期を通じて、蕨町方式での成人式が、主催者を民から官へと変更した上で、徐々に各地で行なわれるようになったのである。

ところで、それまで名古屋・蕨ともに11月22日頃に行なっていたものを、新法において1月15日としたのは何故だろうか。林猛によると「正月気分の抜けきらぬ時期、つまりお祝い気分の雰囲気の中に『成人式』を開催しようとする意図が働き、それが決定されたと考えられる」(林 2004: 43)という。卓見であろう。成人式の目的は、どこまでも新成人への祝福と激励であり、成人たるの自覚を促すために試練を課すことではなかった。なお、かつて名古屋や蕨において、実施日として11月22日が選ばれた理由は定かではないが、私見によると、その時期が、数え7歳を中心とした祝い事である「七五三」に類する民俗行事が、全国で広く行なわれていたことと関係があると思う<sup>8)</sup>。成年式が「七五三」の延長であったと考えるならば、そこに元服的な要素がなく、あくまで祝福イベントとして行なわれたという点も得心がゆく。

だが、自治体の公式行事となった戦後の成人式では、主催者である自治体幹部の価値観が、その運営方針に影響を及ぼす場面が生じるようになる。たとえば1965年（昭和40）に奈良県橿原市で行なわれた成人式では、約600人の参加者全員による橿原神宮（皇祖とされる神武天皇を祀る）の参拝がプログラムに組み込まれたほか、市長が式辞の中で、教育勅語に基づく親孝行や愛国心を説いたという（田辺 1965：67-68）。また女子の新成人に対し、健康診断にかこつけたセクハラまがいの「純潔検査」まで課した自治体もあったとされる（K・S・K・H 1968：67）。なお、平成以前に行なわれた成人式では、プログラムに健康診断を取り入れたケースが意外と目に付く。こうしたこともあってか、1952年（昭和27）に成人式を迎えたある青年は、周囲から、成人式が「昔の徴兵検査の代わりでもある」と言われ、「オレが二〇になったことを特にとやかくさわぐ必要はない」と言い、反発したという証言さえある（塩沢1962：75）。

他方、成人式が全国に普及すると、それに副次する問題が顕在化した。それは、参加者の服装が年々華美になり、式場が、さながら親の財力競争の様相を呈しはじめたことである<sup>9)</sup>。この背景には、日本が高度経済成長期に入り、当該成人の家庭の財政状況が好転したという理由もあろうが、成人式が地域の年中行事として定着するに連れ、次第にマニュアル化したという事情もあったのではないか。たとえば、1970年（昭和45）には、塩月弥栄子の著書『冠婚葬祭入門—いざというとき恥をかかないために』が刊行され、シリーズ累計約700万部を売るベストセラーとなった（喜多 2015）。本書は、各人が経験する人生儀礼・年中行事のマニュアル本であるが、そこには「親は成人式を迎える娘に晴着を贈ってやる」という一項が設けられ、次のように述べられている。

まだお正月気分の名残もただよっていて、成人式に集まる娘さんの姿はどうしてもはなやかに、和服ブームの昨今は訪問着や振袖がふつうになりました。その華美な装いがとかく批判の対象となりますが、私は娘さんの美しいものの姿にメクジラ立てる必要はないと思います。（中略）成人祝いに、親がつくってやる場合は、安物より、しっかりした訪問着や無地などのほうが、あとあとにも役に立ちます。（塩月 1970：121）

つまり著者の塩月は、親が多少無理をしてでも、新成人に華美な服装をさせることを奨励しているのである。

本書の売れ行きを考えると、当該の記述を「常識」として受け取り、実践した読者も相当程度いたことは想定できよう。

日本各地の自治体史を繰っていくと、やはりこの時期に、成人式の参加者の華美な服装が問題視されていたことが窺える<sup>10)</sup>。これは単に贅沢を睥睨しがちな年長者からの非難ではなく、その背景には、経済的な理由からマニュアルどおりの服装を準備できなかった者が、式典に参加しづらくなるという事情への配慮もあったであろう。そのため山梨県中巨摩郡敷島町（現、甲斐市）のように、1966年（昭和41）の成人式を、バス2台を借り切った東京日帰り旅行に切り替え、新成人に晴着を着せる機会を与えないという苦肉の策に出る自治体もあった（敷島町編 1966：651）。

このように、新成人への祝福・激励を目的に始まったはずの官製成人式だが、それは主催者の思惑や、これに臨む当人やその親の意識が互いに別方向へと先走ったまま、ついにその意義を見出せず、今日に至っているという感が強い。その上、過疎地域を含む自治体では「成人の日」ではなく、すでに故郷を離れた新成人が集まりやすい正月や盆休みの時期に実施日を変更するケースも増えてきている。これでは成人式が「同窓会化」するのはやむを得ないであろう。そうした中、2000年代に入り、各地の「荒れる成人式」が報じられると、主に上の世代から新成人の未熟さ加減を問題視する声が上がってきた。

一部の新成人によるマナーを逸脱した所業は非難されるべきだが、私はむしろ、同年齢といえども成熟度に個人差のある人間を一堂に集め、そもそも開催趣旨も不明確となっているイベントを自治体が主催しつづけること自体に、どの程度の意味があるのかという点を改めて考えてみたい。そのため次節では、満20歳という年齢が、本当に「成人」といえるのかという点について、官製成人式が導入される以前（すなわち戦前）の成人観を手掛かりに検討する。

### 3. 成人式以前の「成人」意識

#### （1）「成人＝20歳」説の形成

前述したように、満20歳をもって成人と見なす根拠は、1898年（明治31）に制定された民法の規定である。それまで日本では、男子は15歳前後に行なわれる「元服」、女子は初潮をもって成人と見なすのが一般的であったと考えられるが、近代になり、これを男女ともに20歳と規定した理由は定かではない。ただし蓋然性とし

て指摘できるのは、1873年（明治6）に施行された徴兵制が、満20歳の男子をその適用対象としたことである。

だが、政治による上からの規制に、国民の意識が付いていけないということは、ままある。たとえば民法が施行された後も、未成年の飲酒を禁ずる法規はなく、20歳未満であっても、従前の意識に従って自他ともに「大人」と認める者は大っぴらに飲酒をしていた。そのため民法制定から3年後の1901年（明治34）に衆議院議員の根本正が、いわゆる未成年者禁酒法案を議会に提出した。しかし種々の反対にあい、同法が成立・施行に至るのは、約20年後の1922年（大正11）であった<sup>11)</sup>。

未成年者禁酒法案の上程をめぐっては、次のような背景があった。それは、明治期になると「独酌」の流行により、庶民の大量飲酒が社会問題化したことである。この事態を受け、民間では各地で「禁酒運動」が展開されたが、中でも問題視されたのは、未成年の飲酒が学業に及ぼす悪影響である。件の未成年者禁酒法案を提起した根本正も、当時は「東京禁酒会副会長」であった。この経緯を分析した青木隆浩は、「飲酒によって健康を損なったり、学費を使い込むことは、家庭や個人の自主管理の問題」であるとした上で、同法案は「禁酒論者が衛生や生産力の増強、徴兵制の面から酒を公共に害を及ぼすものと主張することによって成立した」と指摘する（青木 1999：18）。同法の趣旨を善意に解釈すれば、未成年者の放蕩を未然に防ぎ、学業に勤しめる環境を確保するための法整備ということになるが、青木の見立てに従うならば、やはり将来兵役に就く者の健康維持という面も期待されたのではなかろうか。“お酒は二十歳になってから”は、かくして国家への肉体的貢献という義務を果たした者に与えられる特権となったと考えられる。

次項で詳述するが、昭和期に入ると、男子については「徴兵検査」の経験をもって「一人前」（つまり成人）と見なすケースが実際に増えて来る。これは如上の立法趣旨が、徐々にではあるが民間へと浸透していったことを示す証左であろう。換言すれば、「成人＝20歳」という意識は、徴兵制の定着とパラレルで形成された蓋然性が高いということである。

だが意外にも、数多くの戦死者を出したアジア・太平洋戦争を経てもなお、「成人＝20歳」という意識は、全国民の中で共有されてはいなかったらしい。前述の林猛によると、文部省によって日本国民の中に「成人＝20歳」という意識が定着したと判断された時期は、埼玉県蕨町で第一回の成年式が挙行されてから10年後の1956年

（昭和31）であったとされる（林 2004：46）。これは官製成人式が全国に普及するに連れ、男女ともに「成人＝20歳」とする意識もまた定着していったことを示すものではなかろうか。逆に言えば、それまで「成人」と見なす年齢は、地域によって異なっていたということである。

## （2）自治体史を用いた分析方法

「成人＝20歳」という意識が一般化したのが戦後であるとするならば、それ以前は、「成人」への到達年齢とその要件は、どのように考えられていたのであろうか。この点を検討する上で参考となるのは、1960年代から2000年代にかけて日本各地の区市町村において編纂された自治体史の記述である。「平成の大合併」以前に存在した区市町村では、多くの場合、自治体史やそれに類する書物を編纂・刊行している。そこには民俗篇を別冊として刊行しているケースと、一冊の中に「民俗」に関する一章を立てているケースとがあるが、いずれにせよ、これによって当該地域の「民俗」の概要は把握できるようになっている。

ただし、自治体史の民俗記述には、いくつか問題点を指摘しなければならない。まず、調査対象となるインフォーマントの属性が、特別の断りがない限り等閑に付されている点である。対象地区内には、実際には家格や経済力に差があるため、同じ地区内でも成員によって「民俗」経験は異なるはずであるが、これら成員間の格差は編纂の過程で平板化される。また、調査者がインフォーマントに対して発話する際の「昔」が、いったいどの時代を指すのかが曖昧にされる傾向がある。「昔」とは、インフォーマント個人の主観に基づくものであって、その認識には当然ながら個人差がある。前述したとおり、自治体史は概ね1960年代から2000年代にかけての時期に刊行されており、早期に調査が行なわれた自治体史では「昔」が明治～大正期を、新しい時期に刊行されたものでは高度経済成長期を指すなど、刊行年によって「昔」の示す時代が異なるということである。ただし、記述の文脈から、それがいつの時代の出来事を指すのかは、ある程度は推測できる。したがって本稿では、明確に戦前期を指しているもののみを事例として採用した。

さらに、調査地の複数のインフォーマントに同じ質問をして、異なる回答が得られたとしても、これらは自治体史に記述する際、最大公約数的な回答へと操作がなされるため、この過程で少数意見が捨象されている嫌疑があるという点である。これは私自身の自治体史編纂の経



験からも言えることだが<sup>12)</sup>、たとえば、同一地域に住む複数のインフォーマントに「戦前の成人年齢は、何歳ですか」という質問をして、各々が異なる回答を寄せた場合、そのうちの多数意見を当該地域の共通理解ないしは一般的認識として記述していくのである。そのため、自治体史に記述された「民俗」に関わる事項は完全に正確なものとは言いがたいが、これを史料として活用する側は「だいたい合っている」ものとして向き合わざるを得ないのである。本稿でも、自治体史の調査者・編纂者の良心を信用するという立場により、これらの記述は「だいたい合っている」という前提で例示してゆくことになる。

ところで、日本民俗学の創始者である柳田国男は、同一事例を全国レベルで比較することにより、「民俗」の起源は無理にせよ、その変遷の過程は明らかにできるとした(柳田 1934:61)。柳田は、この方法を「重出立証法」と呼んだが、前述したように、調査によって得られたインフォーマントの証言は往々にして主観的であり、これを無批判に全国比較の俎上に乗せることは、史料操作の手法としては正確さに欠けるという主張が、戦後の民俗学において提起された。その主唱者の一人である福田アジオは、これに代わる方法論として、研究対象地域を限定し、その枠内で地方文書などを援用しながら「民俗」の変化を捉えるべきだとする「個別分析法」を提唱し(福田 1984)、それが今日に至るまでアカデミック民俗学の主たる研究方法となっている<sup>13)</sup>。したがって、現在の民俗学では柳田流の全国比較が行なわれることは、ほぼ皆無と言ってよいが、私は「重出立証法」を用いても「だいたい合っている」という程度の結論は導けるという立場であるため、以下の分析においても、この柳田の主張した方法を意識しながら論を進めたいと思う。

### (3) 「成人式」以前の成人認定年齢の推測

表1は、全国の自治体史の記述から明らかとなった、戦前における人々の「成人」認定年齢を、男女別にまとめたものである。ただし、多くの自治体史では「一人前」と表現されているが、本稿では、これが「成人」「大人」と同義の呼称であると、ひとまず理解しておく。この作業の結果、全部で754の区市町村もしくはその下部の大字レベルの地区に関する事例が確認できたが、男女のうち、どちらか一方の事例のみを記載している自治体史もあるため、ここで示した754の事例は、男女それぞれの事例数とは一致していない。なお、「平成

の大合併」以前の市区町村の数は約3000であったとされるため、その半数が自治体史を刊行していたとしても、754という数はいかにも少ない。これは自治体史の民俗関連項目で、成人認識に関わる事例が取り上げられていないケースが多いためである。これは、多くの地域では成人認識や「成人式」に関連する民俗行事が、さほど重視されていなかったことを示すと思われる。また、北海道の事例が極端に少ないのは、道下の自治体史では民俗篇に類する項目がほとんど設定されていないという事情による。これも日本における「民俗」認識の政治性・恣意性に関わる重大な問題だが、本稿の論旨とは離れるため割愛する。

まず、男子に関する成人認定年齢を見てゆきたい。ここでは総事例数697の約51%にあたる348の地区で、徴兵検査がその成人認定基準として報告されている。これは1873年の徴兵令で規定された軍隊への入営時期が、根生いの成人認定年齢を駆逐して、新たに「成人」の基準として民間に定着しつつあったことを示している。当該事例は、データ上は全体の約半数であるが、これが戦後に普及した「成人=20歳」という意識の素地になったと見なすことはできるのではないかと。また、それが各地で元服に代わる成人儀礼として捉えられていたらしいことは、徴兵検査にあわせて晴着や下着を新調したり、その前後に酒食を伴う祝宴が行なわれたとする事例からも窺える。ただし、徴兵検査を受けさえすれば自動的に一人前と見なされる場合と、甲種合格に至らなければ一人前とは認められない場合があったことは注意しておきたい。

なお、徴兵検査は戦前の日本人男性すべてに関わることであったが、これを成人認定年齢と捉える意識に地域的偏差が見られるのはなぜだろうか。それは元服や若衆組織への加入に伴う種々の儀礼が、比較的近い時代まで行なわれており、ゆえにインフォーマントの記憶の中で、それが徴兵検査以上の強い印象を残していたためだと考えられる。また、成人認定時期として徴兵検査と根生いの年齢の両方が報告されているケースがあるが、これは「徴兵検査=成人」の意識が定着してゆく過渡的な状況を示すものだと理解して大過なからう。たとえば埼玉県本庄市児玉町では「(男子は)徴兵検査が済んで完全に一人前の男として世間で認められるようになった。しかし実際は、尋常小学校を卒業して十五、六歳になれば、男女とも一人前のつもりで仕事をさせられた」(児玉町教育委員会編 1995:596)とされるが、この証言からは、根生いの成人認定年齢を仮成人とし、徴兵検査を

表1 「成人式」以前の「一人前」認定時期と儀礼等の概要（注記のない限り数え年齢）

都道府県	地区	成人認定時期	備考
北海道	滝川市	【男】徴兵検査	甲種合格は男子の名誉とされた。
	樺戸郡新十津川町	【男】徴兵検査	
	むかわ町穂別	【男】15歳	アイヌ民族の事例。テバ（禪）を着用した。父祖より祖先祭祀の仕方や家系について教えられた。
		【女】15歳	アイヌ民族の事例。モウル（肌着）を着用した。
伊達市	【男】徴兵検査		
青森県	むつ市田名部	【男】14歳	正月に烏帽子親を立てた。「元服」の意味があった。
	むつ市奥内字二又	【男】14歳／労働力	14歳になると、秋仕事を終了した後に行なわれる「秋振舞」の際、メラシ宿（若者宿）に加入した。以後、1日に300把の草刈りが可能になると一人前と見なされた。
	むつ市脇野沢字小沢	【男】18歳	15歳で青年団に加入したが、一人前になる過程とされた。
	十和田市旧市域	【男】15歳	4月15日、八幡岳に登り、頂上の八幡宮に参拝した（オオンダケ参り）。その際、出発の1週間前から水垢離し、登山に際しては精進料理とお神酒を持参した。若衆組織は存在しなかった。
	十和田市大不動	【男】徴兵検査	徴兵検査前後に十和田山へ登った。その際、1週間前から精進潔斎が行なわれた。
	三戸郡新郷村	【男】徴兵検査	以前から儀礼などはなかった。
	三戸郡階上町小舟渡地区	【男】15歳	結婚可能な年齢とされた。晒の禪は13歳になると締めた。
		【女】15歳	結婚可能な年齢とされた。12～13歳でヨマキ（腰巻）を着けた。
	西津軽郡鱒ヶ沢町種里町	【男】15歳	若衆組織に加入した。その際、白米1升を持参した。
	西津軽郡鱒ヶ沢町一ツ森町	【男】17歳	若衆組織に加入した。その際、白米1升を持参した。
岩手県	盛岡市都南地区	【男】徴兵検査	甲種合格は男子の名誉とされた。
	八幡平市西根地区	【男】14～15歳／労働力	1日に田植え8畝、稲刈り5～8畝、田の草取り8畝などが可能になると一人前と見なされた。
		【女】14～15歳	
	花巻市大迫町	【男】15歳頃	若衆組織に加入した。加入は名誉とされた。
	遠野市遠野町	【男】徴兵検査	
		【女】初潮	赤飯を炊いて祝った。
	西和賀町沢内	【男】15歳	「男の十五の祝い」と称して親族や近隣住民を招いて祝宴を行なった。
	奥州市胆沢区	【男】18～19歳／徴兵検査	成人の区切りはなかったが、18～19歳頃に大人並みの仕事ができれば一人前とされた。
西磐井郡平泉町長島	【男】15～16歳／徴兵検査	徴兵検査以降、それまで内密であった飲酒・喫煙が公然と可能になった。ただし15～16歳になると「大人」と見なされた。	
秋田県	秋田市大平	【男】労働力／徴兵検査	1日に1反歩の田起こし（ワツパカ）が可能になると一人前と見なされた。
		【女】初潮	初潮の事実はひたすら隠された。
	秋田市大平黒沢	【男】15歳	若衆組織に加入し、鎮守社（科手神社）の提灯役を務めると一人前と見なされた。
	鹿角市	【男】15～16歳	若衆組織に加入した。早く一人前と見られたいために小学校を中退した例もあった。
		【女】初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
	由利本荘市本荘	【男】14～15歳／徴兵検査	
【女】結婚			



	由利本荘市鳥海町	【男】15歳頃	若衆組織に加入した。当該者は、正月の初寄合時に加入し、その際、親が同伴して酒を持参した。
	由利本荘市西目町	【女】15歳	吉日に腰巻祝いを家中で行ない、赤飯を炊いたが、男は参加しなかった。
宮城県	仙台市泉区	【男】徴兵検査	徴兵検査には、紋付き袴を着て臨んだ。その際、家で祝い事が行なわれた。検査前は地域の仕事として行なわれる葬儀に関する手伝いは「出世前」として免除された。
	栗原市一迫	【男】15歳	先輩たちに引率され栗駒山に登拝すると一人前と見なされた。
		【女】13歳頃	
	栗原市瀬峰	【男】徴兵検査	
	大崎市古川	【男】徴兵検査	
	大崎市鳴子地区	【男】徴兵検査	
	大崎市岩出山	【男】15～16歳／労働力	若衆組織に加入し、1日に田を1反歩耕し、4畝歩の畑掘り、5畝歩の田植え、1反歩の稲刈り、米1俵を担げるようになると一人前と見なされた。
		【女】15～16歳／労働力	1日に1反の機織り、裁縫・炊事が可能になると一人前と見なされた。
	大崎市松山地区	【男】徴兵検査	紋付き袴を新調した。
	加美郡加美町宮崎地区	【男】徴兵検査	紋付き袴を着せ祝った。
	加美郡加美町中新田地区	【男】徴兵検査	
	加美郡色麻町	【男】徴兵検査	
	多賀城市南宮	【男】15歳	禪を締めたが、儀礼はなかった。
		【女】13歳	「年祭り」という祝宴を友人を招いて行ない、髪を銀杏返しに結った。
	多賀城市東田中	【女】14～15歳	髪を銀杏返しに結った。
岩沼市	【男】徴兵検査		
刈田郡蔵王町	【男】15歳頃	若衆組織に加入し、田植え後に先輩に伴われ蔵王山へ登った(夏山駆け)。	
山形県	東田川郡三川町	【男】徴兵検査	
	東根市	【男】15歳／徴兵検査	15歳で青年団に加入し、月山へ登る「お山参り」を行なうと一人前と見なされた。その際、1週間前から精進潔斎し、白装束で出かけた。
	上山市	【男】15歳	若衆組織に加入し、蔵王山へ登る「お山参り」を行なうと一人前と見なされた。その際、1週間前から精進潔斎し、白装束で出かけた。
	西置賜郡白鷹町荒砥具生地区	【男】15歳／労働力	15歳で若衆組織に加入し、「初お山」と称して湯殿山へ登拝した。ただし一人前と見なされるには背丈5尺に達し、18貫300匁の米地藏を持ち上げる必要があった。これを達成すると喫煙も認められた。
	米沢市	【男】労働力	農村部では野草を刈り取り、堆肥塚の高さが1丈に達すると一人前と見なされ、「一丈餅」を作り、祝い事が行なわれた。以後、飲酒・喫煙が認められた。
【女】初潮		昭和10年代まで、鉄漿をつける「かねつけ祝い」が行なわれた。	
福島県	福島市荒井	【男】15歳	赤飯を炊いて祝い、父親から白木綿の禪の締め方を教わった。
		【女】初潮	母親が「あかね」の腰巻を作って贈り、赤飯を炊いて祝った。
	伊達市梁川町	【男】徴兵検査／結婚	
	伊達市保原町	【男】16歳	青年団に加入し、六尺禪を締めた。
		【女】16歳／初潮	初潮の際、赤飯を炊いて祝う例もあったが、一般的ではなかった。
二本松市高越	【男】15歳	赤飯を炊き、鬼子母神に供えた。	

二本松市岩代町	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。
	【女】 17～18歳	髪型を子供風の「いちょうがえし」から娘風の「ももわれ」にした。
田村市三春町御木沢地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
田村市船引町旧町域	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。徴兵検査では袴もしくは洋装を新調して臨んだ。
	【女】 13～15歳	「ユモジ祝い」と称し、赤い腰巻が贈られた。
田村市船引町芦沢	【男】 15歳	父親に伴われ、地区の世話人に報告した。その際、酒1升を持参した。
岩瀬郡鏡石町成田	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	初潮の事実は親にも秘匿し、親も気づかぬふりをしたので、祝い事などはなかった。
岩瀬郡鏡石町仁井田	【男】 15～16歳	青年会に加入した。1月23日の入会者の際、先輩会員が該当者の家に行き、入会の許可を親から取ったが、息子の性格を考慮して、入会を遅らせる親もいた。
岩瀬郡鏡石町高久田	【女】 初潮	親から赤飯を炊いて祝ってもらったが、親以外からの祝いはなかった。
岩瀬郡天栄村	【男】 15～16歳	一部の特定の家では「元服」と称する儀礼を行っていた。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。初潮については先に経験した友達から教えられた。
白河市旧市域	【男】 15歳	「イッチョーマエ（一人前）」と見なされた。
	【女】 13歳頃	
白河市大信	【男】 15歳	青年会へ加入した。その際、青年会の代表が酒1升を持って迎えに来た。
白河市表郷梁森	【男】 15歳	青年会に加入した。その際、酒1升を持参した。
東白川郡塙町	【男】 13～15歳／徴兵検査	13～15歳で「紐書き祝い」と称して三尺帯を締め、青年会に加入すると「イッチョマエ（一人前）」とされた。
耶麻郡猪苗代町	【男】 徴兵検査	
	【女】 17歳	
耶麻郡西会津町	【男】 青年会加入／徴兵検査	
	【女】 初潮	赤飯を炊いたが、恥かしいので初潮の事実は隠しておき、祝い事は行なわなかった。
喜多方市熱塩加納町	【男】 16歳	若衆組織に加入し、一人前と見なされた。その際、酒1升を持参した。その後、1週間の精進潔斎を経て、飯豊山に登った。
喜多方市高郷町	【女】 13歳	これ以後一人前と見なされたため、女人禁制の雷神山への登山が禁止された。
喜多方市岩月町入田付	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、1月15日に酒1升・豆腐を持参し、親に伴われて挨拶した。その後、「初山」と称して1週間ほど精進潔斎した後、飯豊山に登った。
河沼郡会津坂下町	【男】 15歳	青年会に加入した。
河沼郡湯川村	【男】 14歳頃	飯豊山へ登ると一人前と見なされた。その際、一週間前から精進潔斎した。
大沼郡会津美里町高田	【男】 15歳	飯豊山へ登ると一人前と見なされた。
南会津郡只見町	【男】 15歳	青年団に加入した。その際、新しい禊を買ってもらった。
南会津郡下郷町	【男】 19～20歳	7月14日に白湯山に登った。1週間前から精進潔斎した。
南会津郡南会津町田島地区	【男】 17歳頃	若衆組織に加入すると、「イッチョウメイ」と見なされた。
南会津郡南会津町南郷地区	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で青年団に入団すると一人前と見なされたが、一人前分の人夫賃が支払われるのは徴兵検査後だった。

南会津郡南会津町館岩地区	【男】 徴兵検査	これ以後、労働賃金も一人前分支払われ、飲酒や喫煙が自由になった。
南会津郡南会津町伊南地区	【男】 15歳／労働力	15歳で若衆組織に加入した。規定された一日の労働量がこなせない場合は半人前とされ、肩身の狭い思いをした。
	【女】 労働力	麻の機織りで、苧を1日3枚織り上げると一人前と見なされた。
相馬市原釜	【男】 15歳頃／徴兵検査	15歳で青年会に加入すると「アタリメエ」と称される配当金を受けることができた。
相馬郡飯館村	【男】 15歳	父親に伴われ、正月の地区の年始会に出席すると成人と見なされた。その際、酒1升を持参した。
双葉郡川内村	【男】 15～16歳	青年団に加入し、村仕事ができるようになると「イッチョウマエ(一人前)」と見なされた。
	【女】 13歳	髪を銀杏返しに結い、本裁ちの着物を着用した。
双葉郡富岡町	【男】 16～17歳／徴兵検査	一部の財産家では15歳時に「元服」と称する成人儀礼が行なわれたが、他は16～17歳で若衆組織に加入すると一人前と見なされた。徴兵検査に際しては、紋付き袴で正装し、氏神に参って成人の報告をした。
双葉郡広野町	【男】 15歳	青年会に加入した。同時期に「元服祝い」と称し、餅の着物と袴を着せ、親戚や近所の人々を招いて盛大に振る舞った。
いわき市平赤井	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
いわき市平薄磯	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
いわき市鹿島町	【男】 18歳頃	15歳時に禪祝が行なわれたが、その時点ではまだ一人前とは見なされなかった。
	【女】 初潮	初潮の事実はひた隠しにしたという例と、赤飯を炊いて祝ったという例とがある。13歳時には、叔母・伯母から赤や桃色の腰巻が贈られ、「腰巻祝い」が行なわれた。
いわき市小浜町	【男】 15歳	1月2日に、若衆組織に加入した。その際、当該者は酒・米・糯米・各1升および小豆茶碗1杯分を持参した。
いわき市田人町	【女】 初潮	すそに赤糸を3針縫った腰巻をつけた。
群馬県 前橋市富士見町	【男】 15歳	1月1日に該当者が酒1升を持参し若衆組に加入した。
利根郡みなかみ町	【男】 徴兵検査	明治初年までは15歳で若衆組に参加した。
沼田市利南地区	【男】 徴兵検査	明治末期までは15～16歳で若衆に入り、一人前と見なされた。
渋川市小野上地区	【男】 徴兵検査	
	【女】 結婚	20歳前後が適齢期とされた。
吾妻郡東吾妻町岩島地区	【男】 徴兵検査	
安中市安中	【男】 徴兵検査	徴兵検査には新調した着物・履物で臨んだ。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝うことが多かった。
安中市松井田町	【男】 徴兵検査	検査に際し、赤飯を炊いて祝ったが、特別なことをしない家もあった。
	【女】 20歳	19歳の厄年が明けると一人前と見なされた。
北群馬郡榛東村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で一人前と見なされ、1月に若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。徴兵検査の際は「兵隊呼び」と称し、親戚や近所の人々がもてなした。
北群馬郡吉岡町	【男】 17歳／徴兵検査	17歳で青年会へ加入した。
高崎市旧市域	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	内々で赤飯を炊いて祝った。
高崎市箕郷町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。父親のない男は15歳未満でも加入し、一人前と見なされた。
高崎市倉渕町川浦	【男】 15歳	ムラの会合の際、酒1升と餅を持って両親と一緒にあいさつした。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。初潮のことは母親から事前に教えられていた。

	高崎市吉井町	【男】 徴兵検査	
	藤岡市鬼石	【男】 徴兵検査	
	多野郡神流町万場	【男】 15～16歳／徴兵検査	15～16歳で若衆組織に加入した。
	甘楽郡甘楽町	【男】 15歳	若衆仲間に参加した。加入に儀礼や規約等はなかった。
	勢多郡上野村	【男】 徴兵検査	
	太田市新田市野井町	【男】 徴兵検査	徴兵検査の際、「検査着」と称して紋付き・襦袢・長義・禪を新調した。
	太田市二ツ小屋町	【男】 徴兵検査	徴兵検査で不合格になることを「ハズレタ」と称し、内祝いが行なわれる場合があった。
	邑楽郡板倉町下五箇	【男】 徴兵検査	家中で赤飯を炊いて祝った。
		【女】 初潮	親が晴着と赤い腰巻を作ってくれたが、他の家では一般的ではなかった。
栃木県	宇都宮市河内地区	【男】 徴兵検査	白いサラシの禪を着用した。これ以後、一人前として見なされ、村づきあいも行なわれた。
	那須郡那須町	【男】 徴兵検査	家によっては「六尺禪」が贈られ、除隊後は「おとな」と見なされた。
	那須郡那珂川町馬頭	【男】 徴兵検査	徴兵検査には新調した禪を締めて臨んだ。
		【女】 19歳頃	眉を剃り落として成女の証とした。
	大田原市湯津上	【男】 徴兵検査	徴兵検査には結婚式と同じ服装で臨んだ。
	さくら市氏家	【男】 徴兵検査	明治期までは15歳をもって一人前と見なされた。
		【女】 15歳	初潮時には祝い事はなく、事実は隠しておく風潮があった。
	芳賀郡芳賀町	【男】 徴兵検査	徴兵検査に合格すると赤飯を炊いて祝い、家によっては飲酒や喫煙が認められた。
		【女】 19歳頃	それ以前の初潮時には、事実を母親に告げ、家で赤飯を炊いて祝った。
	芳賀郡茂木町鮎田	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で「禪祝い」が行なわれた。
		【女】 13歳	「腰巻祝い」が行なわれた。
	真岡市	【男】 徴兵検査	
		【女】 初潮	赤飯を炊き、神仏に供えて祝った。以後は「神社の鳥居をくぐってはいけない」とされた。
	日光市旧市域	【男】 徴兵検査	徴兵検査には必ず禪を締めて臨んだ。
		【女】 初潮	赤飯を炊き、神仏に供えて祝った。
	日光市芹沢	【男】 15歳	「禪祝い」と称し、伯父・伯母から六尺禪が贈られた。
	鹿沼市久野・北半田	【男】 15歳頃／徴兵検査	15歳頃、1升枘（もしくは5升枘）の上に乗る米俵を担げると一人前と見なされた。
		【女】 労働力	1日に3畝～5畝の田植え、800匁～1貫匁の麻をひけたら一人前とされた。
	下野市南河内地区	【男】 徴兵検査	徴兵検査には新調した六尺禪を締め、紋付き袴姿で臨んだ。当日の朝には赤飯を炊き、ささやかに祝った。
	下野市国分寺	【男】 徴兵検査	徴兵検査には新調した六尺禪もしくは越中禪を締め、紋付き袴姿で臨んだ。当日の朝には赤飯を炊いて祝った。
栃木市旧市域	【男】 15歳	一人前と見なされ、葬儀の際なども一人前の膳が用意された。	
	【女】 13歳		
栃木市都賀町	【男】 徴兵検査	徴兵検査の際は新しい羽織を着用し、六尺禪を締めて臨んだ。合格すると赤飯を炊いて祝った。	
	【女】 初潮	赤飯を炊き、家族で祝った。	
栃木市大平町	【男】 15歳	若衆組織に参加した。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。	

佐野市旧市域	【男】 徴兵検査	徴兵検査の合格は、地域における成人としての付き合いの合格を意味した。
	【女】 結婚	
佐野市田沼町	【男】 15～18歳／徴兵検査	15歳頃に若衆組織に加入した。後に加入年齢は高卒時の18歳になった。徴兵検査には新調した晒の褌を締めて臨み、合格すると赤飯を炊いて内祝いをしたり、羽織袴で親戚に挨拶に回る場合があった。
	【女】 結婚	
小山市	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。徴兵検査には新調した六尺褌を締めて臨み、合格すると羽織袴で親戚に挨拶回りをした。不合格の際は「ノガレの祝い」と称し、赤飯を炊いて祝う場合もあった。
	【女】 結婚	
下都賀郡壬生町	【男】 徴兵検査	徴兵検査には新調した羽織袴・桐下駄を身に付けて臨み、合格すると赤飯を炊いて祝った。
	【女】 結婚	
下都賀郡野木町	【男】 徴兵検査	徴兵検査には新調した晒の褌と羽織を着用し、家では赤飯を炊いて祝った。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて家族で祝った。
茨城県 水戸市内原町	【男】 徴兵検査	徴兵検査には褌・紋付き袴を新調して臨んだ。甲種合格にならないと「男じゃない」などと言われ、娘にも馬鹿にされた。
	【女】 初潮	初潮の事実は恥ずかしく、親にも告げなかった。戦後、母親が赤飯を炊いて祝うようになった。
常陸大宮市氷之沢	【男】 18歳	若衆組織に加入した。
常陸大宮市上檜沢	【女】 17歳	「オシヤラク組」という娘組織に加入した。
常陸太田市旧市域	【男】 徴兵検査	
	【女】 13歳頃	男児と共に行なう虚空蔵堂（東海村）への参詣（十三詣り）が成女の祝い事と見なされた。
常陸太田市金砂郷地区	【男】 徴兵検査	
常陸太田市里美地区	【男】 15歳	若衆組織に加入し、「お若衆さま」などと呼ばれた。
那珂郡東海村	【女】 初潮	初潮の事実は気恥ずかしく、親子間でも口にすべきではないと思った。戦後、母親が赤飯を炊いて祝うようになった。
ひたちなか市高場	【男】 13歳	虚空蔵堂（東海村）への参詣（十三詣り）を行ない、それが終わると子供とは見なされなくなった。
	【女】 13歳	
桜川市大和地区	【男】 徴兵検査	徴兵検査には紋付き袴で臨んだ。
小美玉市美野里地区	【男】 徴兵検査	徴兵検査前の男は「青二才」と呼ばれた。
石岡市八郷地区	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	
土浦市	【男】 徴兵検査	紋付き袴・赤褌を新調した。
	【女】 初潮	
行方市麻生	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	
つくば市荃崎地区	【男】 13歳	虚空蔵堂への参詣（十三詣り）を行ない、これが終わると「いっぱし（一人前）」とな見なされ、大人様の本裁ちの着物を着用した。
	【女】 13歳	
稲敷郡阿見町	【男】 徴兵検査	徴兵検査には褌・紋付き袴を新調して臨んだ。終了後は飲酒・喫煙が認められた。
稲敷市東地区	【男】 徴兵検査	紋付き袴を新調し、産土神に参拝した。
潮来市辻	【男】 15歳	11月15日、家で赤飯を炊き、家族だけで祝う。着物を新調して鎮守社へ参拝。

潮来市延方	【男】 15歳	11月15日、角袖の着物を新調し、鎮守社へ参拝。
	【女】 15歳	11月15日、振袖を新調し、鎮守社へ参拝。
下妻市	【男】 徴兵検査	徴兵検査には禪・羽織袴を新調して臨んだ。甲種合格すると赤飯を炊いて内祝いを行なった。
古河市旧市域	【男】 徴兵検査	徴兵検査前の男は「卵の殻」と呼ばれた。
古河市総和地区	【男】 徴兵検査	
坂東市岩井	【男】 15歳	
	【女】 13歳	
埼玉県 さいたま市大宮区	【男】 18歳／徴兵検査	18歳で紋付き袴の着用が認められ、大山（神奈川県伊勢原市）登拝後、地元の組内に力餅を配ると一人前と見なされた。徴兵検査の際、赤飯を炊いて祝ったという例や、友達どうして祝ったという例がある。
	【女】 15歳	海老茶の袴を着用した。
さいたま市浦和区	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で「十五の初山」と称し、大山へ登拝すると一人前と見なされた。徴兵検査後は甲種合格か否かを問わず「一人前」として認められた。
	【女】 労働力	裁縫や炊事が出来ると一人前と見なされた。
さいたま市桜区大久保領家	【男】 15歳／労働力	15歳になると、1月2日の謡い初めの際、若衆組織に加入した。その際、酒を持参した。また米俵を担げた者は一人前と見なされた。
本庄市児玉町	【男】 15～16歳／徴兵検査	尋常小学校を卒業した15～16歳頃になると一人前分の仕事をさせられたが、徴兵検査をもって完全な一人前と見なされた。その際、赤飯を炊いて祝われた。
児玉郡神川町	【男】 徴兵検査	
児玉郡上里町	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際し、親から贈られた六尺禪を締めて臨んだ。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて神棚に供え、家族で食べた。
熊谷市旧市域	【男】 15歳／労働力	15歳になり、「初山」と称して大山あるいは富士山に登拝すると一人前とされた。また田畑の耕作や力石を持ち上げられるようになると一人前とされた。
	【女】 13歳／労働力	家事や針仕事をこなせるようになると一人前と見なされた。
熊谷市小江川	【男】 16歳／徴兵検査	16歳から地区内では親の代理と認められた。徴兵検査をもって一人前と見なされた。
行田市長野	【男】 16歳	正月には「年男」と称して、すべての供え物を作った。
鴻巣市	【男】 15～17歳／徴兵検査	15歳を過ぎて「十五の初山」と称し、大山に登拝すると一人前と見なされた。また徴兵検査を受けると合否に関わらず一人前と見なされた。
	【女】 労働力	炊事や針仕事ができるようになると一人前と見なされた。
北本市	【男】 15～17歳／労働力	15歳を過ぎて「十五の初山」と称し、大山に登拝すると一人前と見なされた。また4斗俵を持ち上げることができ、1日に畑を3畝耕作することなどができれば一人前と見なされた。
	【女】 労働力	炊事や針仕事ができるようになると一人前と見なされ、すぐにでも嫁に行けると言われた。
桶川市	【男】 15歳／徴兵検査	15歳になると大山に登拝し、以後、青年団に加入して一人前と見なされたが、徴兵検査をもって「本当に一人前」と見なされた。
	【女】 18～21歳	
上尾市	【男】 15歳	7月14日の祇園祭の際に、酒肴や祝い金を持参して若い衆に加入し、その後、大山へ登拝すると「一人前」と見なされた。
北足立郡伊奈町	【男】 15～18歳	15歳を過ぎると、この地域で「石尊様」と称する大山に登拝した。
比企郡小川町	【男】 15～16歳／徴兵検査	尋常小学校を卒業した15～16歳になると一人前分の仕事をさせられたが、徴兵検査をもって完全な一人前と見なされた。
	【女】 初潮	多くの家庭では赤飯を炊いて祝った。

比企郡ときがわ町都幾川地区	【男】15歳／労働力	尋常小学校を卒業すると一人前と見なされた。また約15キロのサツマイモ入りのカマスを背負うことができると一人前と言われた。
日高市	【男】15歳／徴兵検査	15歳になると大山阿夫利神社に登拝し、以後、青年団に加入して一人前と見なされ、地区の会合などにも親の代理で参加できた。
	【女】初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
狭山市	【男】17～18歳／徴兵検査	17～18歳頃、「初山参り」と称し大山に登拝すると一人前と見なされた。
	【女】初潮	初潮を「花が咲いた」と称し、赤飯を炊いて祝い、親戚に配ることもあった。
入間市	【男】徴兵検査	
	【女】初潮	特別な祝い事はなかった。
入間郡三芳町	【女】初潮	
東松山市	【男】労働力	米俵や力石を持ち上げられるようになると一人前と見なされた。
	【女】初潮	初潮の事実は恥ずかしくて口に出せなかったが、大抵は母親に悟られ、赤飯を炊いて祝われた。
鶴ヶ島市上新田	【男】15歳／徴兵検査	戦前まで一部の家では15歳で「元服」と称した儀礼を行なった。
富士見市	【男】15歳／徴兵検査	15歳になると一人前として道普請などの地域の共同作業に参加した。
	【女】初潮	家によっては、赤飯を炊いて祝った。
和光市	【女】初潮	初潮は「花が咲く」と称した。事実は恥ずかしくて口に出せなかったが、大抵は母親が気づき、赤飯を炊いて祝う場合もあった。
蕨市蕨地区	【男】13～15歳／徴兵検査	13～15歳で若衆組織に加入した。その際、叔母・伯母から六尺褌が贈られた。
蕨市塚越	【男】13～15歳／徴兵検査	決まった年齢はなかったが、13～15歳で若者組に加入し、六尺褌を締めると一人前と見なされた。
	【女】12～13歳	腰巻を与えられた。
川口市鳩ヶ谷地区	【男】18歳／徴兵検査	18歳になると大山社に登拝した。
	【女】初潮	特別な祝い事はなく、家で赤飯を炊くぐらいだった。
戸田市上戸田・新曾	【男】16歳／徴兵検査	16歳から大人としての付き合いが認められ、地区の会合なども代理者として出席できた。
	【女】初潮	「かたい家」ではササゲ飯（赤飯）を炊いて祝ったが、ほとんどの家では話題にもしなかった。
戸田市笹目	【男】15～16歳	若衆組織に加入し、褌を締めた。
	【女】初潮	
加須市旧市域	【男】15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。
加須市大利根地区	【男】16歳／徴兵検査	16歳で祭りの幟立ての際、力石を持ち上げることができると一人前とされた。
	【女】労働力	針仕事ができるようになると一人前とされた。
加須市騎西	【男】徴兵検査	
久喜市旧市域	【女】初潮	特別な祝い事はなかった。
幸手市惣新田	【男】15歳	4月22日の「春祈禱」の際、酒1升を持参して若衆組織に加入した。
北葛飾郡杉戸町	【女】初潮	家によっては赤飯を炊いて祝ったが、多くは何もなかった。
南埼玉郡宮代町	【男】徴兵検査	
	【女】初潮	初潮の事実は恥かしくて口に出せず、祝い事は行なわれなかったという人と、母親が察して赤飯を炊いて祝ってくれたという人がいる。
春日部市旧市域	【男】15歳頃／徴兵検査	15歳頃には一人前と見なされた。徴兵検査の際、紋付袴で臨んだ。



吉川市	【男】15歳／徴兵検査	15歳になると「十五の初山」と称し、代参で大山へ参拝し、これを済ますと一人前と認められた。また徴兵検査は合否に関わらず一人前と見なされた。
	【女】労働力	炊事や羽織袴を縫うことができれば一人前と見なされた。
八潮市	【男】労働力／徴兵検査	米1俵や肥桶1荷を担げるようになると一人前を見なされた。
	【女】初潮	初潮の事実は恥ずかしくて親にも言えなかったが、大抵は母親に悟られ、赤飯を炊いて祝われることもあった。
草加市	【女】初潮	大尺の家では赤飯を炊いて祝ったが、普通は恥ずかしい気持ちがあり、祝い事はなかった。
千葉県 船橋市	【男】徴兵検査	徴兵検査に際しては、紋付袴で臨んだ。
	【女】初潮	初潮の事実は大抵は母親に察知され、家によっては赤飯を炊いて祝ったが、他の家族や身内に知らされることはなかった。
印西市	【男】12～13歳	六尺褌を締め、成人に近づいたと見なされた。
	【女】初潮	家によっては赤飯を炊いて祝われた。
印旛郡酒々井町	【男】15歳	「十五の祝い」と称し、実家から贈られた本裁ちの着物を召し、鎮守社へ参拝して赤飯を供えた。以後、一人前として見なされた。
	【女】13歳	「十三の祝い」と称し、実家から贈られた本裁ちの着物を召し、鎮守社へ参拝して赤飯を供えた。以後、一人前として見なされた。
成田市旧市域	【男】15歳／徴兵検査	15歳で「十五祝い」と称し、12月15日前に母の実家から緋の着物や羽織袴、制服などが行なわれ、神仏に詣でた。これにより若衆組織に入り、一人前と認められたが、後に徴兵検査が重視されるようになると、15歳は「半人前」とされた。
	【女】13歳	家によっては「十三祝い」と称し、母の実家から本裁ちの着物が贈られ、鎮守社へ参拝したが、祝い事は行なわない場合が多かった。
成田市大栄地区	【男】15歳／徴兵検査	15歳時の11月15日頃、「十五の祝い」と称し、母の実家から贈られた晒の褌と本裁ちの着物を着用し鎮守社へ参拝した。
	【女】13歳	とくに祝い事はなかった。
香取市山田地区	【男】15歳	「十五の祝」と称し、新調した本裁ちの着物、六尺褌を着けて鎮守社へ参拝した。「大人の仲間入り」とされる。
香取郡東庄町	【男】15歳	「十五の祝」と称し、新調した本裁ちの着物を着用し、鎮守社・香取神宮・猿田神社等へ参拝した。その後、親戚や近所の人を招いて祝宴を張り、若衆組織に加入した。次男以下もこれに準じた。
山武郡芝山町	【男】15歳／徴兵検査	15歳になると「十五の祝」と称し、緋の着物・袴・褌を着用し、赤飯を持って鎮守社に参拝し、家では親戚や近所の人を招いて祝宴を張った。
市原市	【男】徴兵検査	徴兵検査に際し、「ケンサギモン（検査着物）」を新調した。
	【女】18～19歳／労働力	針仕事ができるようになると一人前と見なされた。
君津市	【男】徴兵検査	徴兵検査に際しては、紋付き袴を新調した人もいた。
富津市	【男】14～15歳	初めて褌を締めたが、祝い事はなかった。
	【女】初潮	赤飯を炊いて祝った。
南房総市千倉町	【男】徴兵検査	
東京都 北区赤羽北	【男】徴兵検査	
	【女】初潮	
北区豊島	【男】徴兵検査	徴兵検査に際しては、羽織などの晴着で臨んだ。
北区田端	【女】初潮	初潮の事実は母親に伝えたという人と、誰にも言えなかったという人がいた。
荒川区南千住	【男】徴兵検査	

荒川区町屋	【男】 徴兵検査	飲酒・喫煙・買春が公然と行えるようになった。徴兵検査に合格すると、在郷軍人の楽隊に見送られて原稲荷神社に参拝し、自宅に幟を立てた。
	【女】 初潮	母親のいる家では赤飯を炊いて祝ったが、男の兄弟から赤飯の意味を聞かれるため恥ずかしく、嫌がられた。
荒川区尾久地区	【男】 徴兵検査	
荒川区三河島地区	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	
江戸川区	【男】 13～17歳	若衆組織に加入した。年齢は地区によって異なった。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝われた。家によっては稲荷様や便所神に赤飯を供える場合もあった。
板橋区	【男】 15歳	若者組織に加入した。
	【女】 初潮	「初祝い」と称し、赤飯を炊いて祝われた。
世田谷区烏山地区	【男】 17歳	
	【女】 初潮	親戚から赤飯が贈られることもあった。
世田谷区上馬・下馬	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	
世田谷区喜多見	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	
世田谷区宇奈根	【男】 徴兵検査	不合格になった者は「嫁の来てがない」と言われた。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて、内祝いが行なわれた。
世田谷区大蔵	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、着物を新調した。
世田谷区用賀	【男】 徴兵検査	徴兵検査には際しては、紋付袴で臨み、終了後は親戚を招いて祝宴を張った。不合格になった者は「嫁の来てがない」と言われた。
	【女】 初潮	新しい腰巻を贈られ、家族で赤飯を炊いて祝った。
世田谷区深沢	【男】 徴兵検査	
世田谷区等々力	【男】 徴兵検査	
	【女】 労働力	奉公に出ると一人前と見なされた。
世田谷区奥沢	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝われることもあった。
大田区	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	「もの堅い家」では赤飯を炊いて祝い、明治時代までは、赤飯を近所に配る場合もあった。
狛江市駒井	【男】 15歳	昭和50年代まで「十五の祝い」と称し、晴着を召して鎮守社に参拝し、赤飯を炊いて祝った。
	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
調布市	【男】 徴兵検査	甲種合格しなくても一人前と見なされた。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて家族で祝ったとする例は多かった。
西東京市保谷町	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては着物は新調し、赤飯を炊いて祝った。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて神棚に供えた。
東久留米市	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、親が1升の酒を持参し、挨拶する。以後、紋付の着用を許され、一人前と見なされた。
	【女】 17歳	17歳になると腰巻を履くようになり、一人前と見なされた。
武蔵野市	【男】 徴兵検査	
	【女】 満20歳	男性の基準に準じた。
町田市小山田地区	【男】 17歳／徴兵検査	17歳になると大山に参拝し、戻ると一人前と見なされた。
	【女】 初潮	「かたい家」では赤飯を炊いて祝った。

福生市	【男】 20歳		
	【女】 労働力	機織り、裁縫ができるようになると一人前と見なされた。	
	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、羽織袴で臨んだ人もいた。	
大島支庁大島町	【男】 労働力／徴兵検査	米1俵を持ち上げることができると一人前と見なされた。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。家によっては女子最大の祝い事として、友達仲間に御神酒を配ることもあった。	
三宅支庁三宅島村	【男】 15歳	漁の手伝いをするのが許された。	
八丈支庁八丈町	【女】 初潮	「初出（ういで）祝い」と称し、婚礼より盛大に祝い事が行なわれた。家によっては餅や濁酒を作り、1週間も祝宴を張ることもあった。	
八丈支庁青ヶ島村	【女】 初潮	「ハツタビ（初他火）」「ウェーデ（初出）」と称し、祝い事が行なわれた。	
神奈川県	横浜市都筑区中川	【男】 15歳	「禪祝い」と称し、父親から禪の締め方を教わった。
		【女】 初潮	「ユモジ祝い」と称し、腰巻が贈られたが、「金持ちの子」は、小学4年生くらいから腰巻を締めていた。
	横浜市都筑区大棚町	【男】 15歳	「初山」と称し、大山に登拝し、戻ると青年団への加入が認められた。
	横浜市都筑区茅ヶ崎地区	【男】 20歳	親から帯1本・着物1枚を贈られた。
		【女】 20歳	
	横浜市戸塚区舞岡町	【男】 15歳	「元服」と称し、舞岡神社の祭礼の際に祝い事が行なわれた。これ以後、年中行事などでは飲酒してもよいとされた。
	川崎市川崎区中瀬	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
	川崎市川崎区殿町	【男】 17歳	青年会に加入した。
	川崎市川崎区東門前	【男】 労働力	米俵や、稲束を4つずつ置いた天秤棒を担ぐことができれば、一人前と見なされた。
	川崎市川崎区四谷地区	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	川崎市中原区小杉地区	【男】 14～15歳	7月15日～8月15日の間に大山に登拝し、青年団に加入すると、一人前と見なされた。
		【女】 行儀見習	町方で行儀を身につけると、一人前と見なされた。
	川崎市高津区二子・溝口	【男】 徴兵検査	
		【女】 19歳	19歳の厄年を過ぎると、一人前と見なされた。その際、鎮守社もしくは川崎大師に参拝した。
	逗子市小坪	【男】 15～17歳／徴兵検査	15～17歳で、1月2日の「ウタイゾメ」の際、父親や先輩に伴われ、酒1升を持って「若者入り」し、先輩から大根や薪をぶつけられるなどの儀式を経た。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。他の弟妹には母親から「姉ちゃんのお祝いだよ」とさらっと告げられた。
	逗子市池子	【男】 15歳	1月2日の寄合の際、酒1升を持って若衆組織に加入した。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝い、母親から赤いネルの腰巻が贈られた。
	大和市	【男】 15歳	酒1升を持参して青年会に加入した。
	藤沢市	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に入り、徴兵検査までに一人前分の労働力を蓄えるものとされた。
【女】 初潮		赤飯を神棚に供え、家中で祝った。	
高座郡寒川町	【男】 17～18歳／徴兵検査	17～18歳で米俵が担げるようになると、一人前と見なされた。	
座間市	【男】 15歳	1月15日、先輩に伴われて酒1升を持参し若衆組織に加入した。	
海老名市	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、両親もしくは母の実家から贈られた羽織袴を着て臨んだ。	
	【女】 初潮	赤飯を炊き、仏壇に供えた。	

茅ヶ崎市	【男】 15歳／労働力	15歳になると青年会への入会が認められた。また1日1反の田起しが出来れば、一人前と見なされた。	
	【女】 労働力	裁縫や機織りができるようになると、一人前と見なされた。	
平塚市金目地区	【男】 15歳	11月15日に着物を新調し、宮参りを行なった。	
	【女】 15歳		
平塚市旭地区	【男】 15歳／徴兵検査	15歳になると、母の実家から緋の着物が贈られ、家族で祝った。	
	【女】 20歳	母方の実家から祝いが贈られた。	
伊勢原市	【男】 15歳	「十五の祝い」と称し、長着と羽織を新調して鎮守社へ参拝し、赤飯を炊いて祝った。祝い事は「成人式」が定着した昭和20年代に消滅。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝うような例はあまりなかった。	
秦野市下大槻	【男】 15歳	11月、父親もしくは友達と連れ立ち、大山へ登拝し、大山阿夫利神社で貰ったお札を神棚に供えた。長男の場合、「十五の祝い」と称し、母の実家から四つ身の着物が贈られたほか、仲人や親類からも足袋や駒下駄などの祝品が贈られた。祝儀をもらった人には、紅白の「オスワリ」や大山羊羹を贈った。これ以後、青年会への加入が許された。	
中郡大磯町	【男】 15歳	12月15日に「十五の祝い」「元服祝い」と称し、羽織袴を召して鎮守社に参拝し、家では赤飯を炊いて内祝いを行なった。その後、1月に青年団に加入した。	
足柄上郡山北町	【男】 15歳／徴兵検査	15歳になると、12月15日に「十五の祝い」「元服祝い」と称し、祝い事が行なわれた。その際、母の実家から本裁ちの着物や褌が贈られ、それを着て神社に参拝し、親戚を招いて祝宴を張った。	
足柄上郡大井町	【男】 15歳	「十五の祝い」と称し、母の実家から贈られた本裁ちの着物を召し、鎮守社や道祖神に参拝し、赤飯を供えた。また近所の男衆を招いて祝宴を張った。	
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊き神棚に供え、最寄りの道祖神に参拝した。	
足柄上郡開成町	【男】 15歳	母の実家から贈られた本裁ちの羽織袴や褌が贈られ、祝い事が行なわれた。	
	【女】 労働力	1日1反の機織りが出来るようになると、一人前と見なされた。	
山梨県	北杜市小淵沢町	【男】 徴兵検査	
	北杜市須玉町	【男】 15歳	1月15日、酒1升を持参して青年会に加入した。
北杜市白洲町	【男】 13～14歳／徴兵検査	若衆組織に加入した。	
	【女】 満20歳	男子の徴兵検査による成人年齢に合わせて。	
北杜市武川町	【男】 徴兵検査	飲酒・喫煙が認められた。	
	【女】 満20歳	男性の徴兵検査に準じ、結婚適齢期とされた。	
韮崎市	【男】 徴兵検査		
	【女】 満20歳	男性の基準に準じた。	
甲斐市旧敷島町	【男】 徴兵検査		
南アルプス市八田地区	【男】 徴兵検査		
南アルプス市芦安	【男】 徴兵検査	実質的な大人と見なされた。	
山梨市旧市域	【男】 徴兵検査		
山梨市牧丘町	【男】 徴兵検査	15歳をもって「元服」とする儀礼があったが明治期に廃止された。	
中央市豊富地区	【男】 徴兵検査	飲酒・喫煙が認められた。	
笛吹市芦川町	【男】 16歳／徴兵検査	16歳で若衆組織に加入し、以後家の名代として遇された。徴兵検査をもって一人前と見なされた。	
笛吹市八代町	【男】 徴兵検査	多少無理な工面をしても、紋付羽織・着物・帯・袴・下着を新調して祝った。	

甲州市塩山	【男】 徴兵検査	
	【女】 20歳頃	裁縫などが出来るようになると、一人前と見なされた。
南巨摩郡南部町本郷	【男】 15歳	1月2日に、当該者が清酒1升を持参して若衆組織に加入した。
南巨摩郡南部町福士	【男】 徴兵検査	
	【女】 19歳	19歳の厄年を過ぎると成人と見なす。
南巨摩郡早川村奈良田	【男】 15歳	「元服」と称し、名づけ親から禪と羽織が贈られた。これが済むと、酒1升を持参し若衆組織に加入した。
上野原市	【男】 徴兵検査	
南都留郡忍野村	【男】 徴兵検査	
富士吉田市	【男】 15歳	酒1升を持参して、若衆組織に加入した。
長野県 長野市	【男】 15歳／労働力	15歳で若衆組織に加入した。1月15日に御神酒を持って若者組織に加入した。また米俵1俵を担ぐことができ、1日に約150坪の田起こしができれば一人前と見なされた。
	【女】 労働力	裁縫・機織り・蕎麦打ち・米俵を背負うことができるようになると、一人前と見なされた。
須坂市	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	祝い事は行なわず、恥かしいので本人は隠し、事実は母親に内々に伝えられた。
上田市手塚	【男】 16歳／徴兵検査	16歳で消防団に加入し、一人前と見なされた。また徴兵検査で成人と見なす場合もあり、その際は赤飯が炊かれ、甲種合格すると近隣住民や親類を招いて祝宴が行なわれた。
上田市常入字上常田	【男】 15～18歳	青年団に加入した。
	【女】 15～18歳	処女会に加入した。
上田市殿城	【男】 15歳	当該者は区の新年会に1升瓶を持参して参加し、区長から「仲間入り」したことを告げられた。
上田市旧武石村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳になると、道普請や山仕事に出た。
上田市真田町真田	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、家によっては晴着を新調し、赤飯を炊いて祝った。
	【女】 17～18歳	赤飯やおはぎなどを作って祝った。
上田市真田町傍陽入軽井沢	【男】 16歳／徴兵検査	16歳で学校を出ると、一人前と見なされた。また徴兵検査に際しては、家によっては晴着を新調し、赤飯を炊いて祝った。
	【女】 初潮	母がこっそり赤飯を炊き、祝った。
小県郡長和町長門地区	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で酒1升を持って若衆仲間加入した。また徴兵検査に際しては、羽織・袴を新調して祝い、以後成人と見なされた。
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊き、祝ってくれた。
東御市本海野	【男】 10歳頃	白木綿の禪が与えられた。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
北佐久郡御代田町西軽井沢	【男】 15歳	禪祝が行なわれた。
	【女】 初潮	母親が祝ってくれた。
北佐久郡御代田町豊昇	【女】 初潮	母親と祖母が祝ってくれたという例と、昔は誰にも知らせず、祝ってもらえなかったが、今は祝ってもらえるという例がある。
北佐久郡御代田町荒町	【女】 初潮	母親が赤飯を炊き、祝ってくれた。
北佐久郡御代田町塩野	【女】 初潮	母親が祝ってくれるということだったが、忙しくてそれっきりになった。
佐久市駒込	【男】 15歳	禪祝が行なわれた。「元服」と同じ意味があるという。同時に青年会に加入し、飲酒や喫煙も公然と認められた。
	【女】 初潮	母や祖母が赤飯か小豆飯を炊き、祝ってくれた。
佐久市白田	【男】 15～16歳／徴兵検査	15～16歳で青年会へ加入した。また徴兵検査で成人と見なす場合もあった。
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝う。

北佐久郡立科町	【男】 15～18歳／徴兵検査	15～18歳時の1月15日頃、若衆組織へ加入した。徴兵検査で成人と見なす場合もあり、その際は、紋付袴の晴着を新調した。甲種合格の場合、祝いの手拭を配った。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
南佐久郡佐久穂町畑佐口	【男】 労働力	米1俵を担げる、1日に100坪の田植えが可能といったことが一人前とされる基準。
南佐久郡佐久穂町	【男】 15歳／徴兵検査	15歳になると酒1升を持参して若衆組織に加入し、以後は家の名代として遇された。その後は徴兵検査で成人と見なされた。その際、検査後に料理屋で祝宴が催され、甲種合格者は床の間を背に並んだ。
南佐久郡佐久穂町	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝ったが、男兄弟はその意味がわからなかった。明治期には13歳で嫁ぐ例もあった。
南佐久郡川上村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳の時、正月の総会で青年会に加入し、飲酒・喫煙・夜遊びが認められた。徴兵検査後は遊郭通いも許された。
北安曇郡小谷村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。その際、酒1升を携えたが、とくに儀礼などはなかった。やがて徴兵検査で一人前とされ、新調した羽織袴で検査に臨んだ。
北安曇郡池田町	【男】 15歳	兵児祝・禪祝などと呼ばれる儀礼が行なわれたが、いずれも内祝い、外向きのものではなかった。
	【女】 13歳	初潮の有無にかかわらず、初潮があったと見なし、この年は家内に神を祀らず、旅行なども控えられた。
安曇野市三郷小倉北小倉	【男】 15～17歳／労働力	米俵が担げると一人前と見なされた。
	【女】 15～17歳／労働力	着物が縫えると一人前と見なされた。
安曇野市三郷小倉野沢	【男】 15～17歳／労働力	親のやることができると一人前と見なされた。
	【女】 15～17歳／労働力	生活全般のことができると一人前と見なされた。
安曇野市穂高	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては紋付羽織の正装で臨んだ。以後、飲酒・喫煙・芸者買いなどが公認された。
安曇野市明科	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、紋付袴で臨んだ。
	【女】 初潮	町の特殊な家では、叔母から腰巻が贈られたが、一般の家では行なわれなかった。
松本市旧市域	【男】 15歳／徴兵検査	
	【女】 労働力	養蚕・裁縫・機織り・炊事などが出来るようになると、一人前と見なされた。
松本市安曇	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で、若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。以後、村の寄合でも親の代理を務めた。
	【女】 初潮	家によっては、赤飯を炊いて祝った。
松本市波田	【男】 15歳	母親の実家から禪が届けられる家もあった。
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊き、魚をつけて祝い、神棚や仏壇に赤飯を供える家もあった。
諏訪市	【男】 15歳	初寄合の際、若衆組織に加入した。
岡谷市	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
諏訪郡原村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で、若衆組織や消防組に加入した。
	【女】 初潮	母や祖母が赤飯を炊いて祝い、新しい腰巻が贈られた。
諏訪郡富士見町	【男】 13歳／徴兵検査	13歳で「十三の祝い」「禪祝い」と称し、六尺禪が贈られたが、特別な祝い事は行なわれなかった。
	【女】 13歳	「十三の祝い」と称し、腰巻が贈られた。

茅野市	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で、若衆組織や消防組に加入した。	
	【女】 初潮	初潮の事実を隠す場合もあったが、たいがいは母親が赤飯を炊き、家族で祝った。	
伊那市旧市域	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮／16歳	母親が赤飯を炊いて神仏に供えたり、家によっては祝い事が行なわれた。	
伊那市高遠町	【男】 徴兵検査		
上伊那郡南箕輪村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳になると、1月に母の実家から白木綿の五尺五寸の褌が贈られた。	
	【女】 初潮／13歳	初潮を迎えると赤飯を炊いて内祝いをする家もあったが、親が事実を隠す場合もあった。13歳になると、正月に母の実家から茜の腰巻が贈られた。	
上伊那郡宮田村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。	
	【女】 労働力	機織り・裁縫・炊事・蕎麦打ちが出来るようになると、一人前と見なされた。	
上伊那郡飯島町	【男】 徴兵検査	紋付き袴・国民服・背広などを着用し検査を受けた。	
上伊那郡中川村	【男】 15歳／徴兵検査	母親の実家から初褌・着物・反物が送られ、祝い事が行なわれた。戦時中は徴兵検査で成人と見なされた。	
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝う。	
飯田市鼎	【男】 15歳	「元服祝い」と称する祝い事が行なわれ、親戚を招いて祝宴を張り、紋付羽織袴を新調した。その後、青年会へ加入した。	
	【女】 初潮	戦後になると、赤飯を炊き祝うようになった。	
下伊那郡高森町	【男】 15歳頃／徴兵検査	大正初期まで15歳になると「元服式」と称する祝い事が行なわれていた。	
	【女】 15歳頃		
下伊那郡大鹿村	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。母の実家からネルの腰巻が贈られた。	
下伊那郡阿智村旧村域	【男】 徴兵検査		
下伊那郡阿智村清内路	【男】 15歳	白木綿の六尺褌が贈られた。	
	【女】 13歳	正月に母の実家からアカネの腰巻が贈られた。	
下伊那郡喬木村	【男】 徴兵検査		
下伊那郡泰阜村	【男】 15歳	「褌祝い」と称し、新調した褌を締めた。	
木曾郡上松町	【男】 徴兵検査		
木曾郡木祖村	【男】 徴兵検査	他地域に見られるような成人儀礼は男女とも一切見られず。	
新潟県	新潟市北区豊栄地区	【男】 労働力	米俵（4斗俵）を担ぐことができれば「一丁前」と見なされた。
	新潟市西区五十嵐	【女】 初潮	
村上市	【男】 15～16歳／徴兵検査	一人前の年齢を、青年会に加入する15～16歳とするか、徴兵検査とするかは地区によって異なる。	
燕市	【男】 徴兵検査		
三条市	【男】 14～15歳／徴兵検査	14～15歳になると、若衆組織に加入した。	
三島郡出雲崎町	【男】 15～16歳	六尺褌を締め、若衆組織に加入すると成人と見なされたが、祝い事は行なわれなかった。	
	【女】 13～14歳		
見附市	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いた。	
長岡市中之島	【男】 15歳頃		
	【女】 労働力	畑仕事や裁縫が主婦に準ずると、一人前と見なされた。	
柏崎市吉尾	【男】 15歳	若衆組織に加入した。	



柏崎市本条赤尾	【男】 労働力	約20貫の馬頭観音を持ち上げることができると「一丁前」と見なされた。	
	【女】 労働力	蕎麦打ち・残米を利用した焼餅作り・機織りができるようになると「一丁前」と見なされた。	
十日町市旧市域	【男】 15歳		
	【女】 初潮		
十日町市松之山	【男】 15歳	禪を締め、春祭りの際に酒1升・豆腐1箱を持参して若衆組織に加入した。	
妙高市妙高高原地区	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で青年会に加入した。また徴兵検査に際しては、親から羽織・袴を贈られ、身内を招いて祝宴を張った。	
	【女】 13歳	本裁ちの着物・腰巻を身に着けた。	
上越市旧市域	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮		
上越市板倉区	【男】 15歳／労働力	15歳で若衆組織に加入した。また田畑の作業を人並みにこなし、米俵を担ぐことができれば一人前と見なされた。	
	【女】 労働力	針仕事や炊事ができるようになると一人前と見なされた。	
富山県	富山市旧市域	【男】 15～17歳	若者組織に加入し、成人と見なされるが、その前に立山に登拝し、帰ると祝い事が行なわれ、赤飯や餅を親戚に配った。
	富山市八尾町	【男】 18～21歳／徴兵検査	18～21歳になると「元服フルマイ」と称し、祝い事が行なわれ、親戚を招いて祝宴を張った。21歳になったのは徴兵検査に合わせたため。
【女】 18歳頃			
富山市山田地区	【男】 15歳	「元服」と称する祝い事が行なわれた後、若い衆仲間加入了。その際、仲間入りの儀式として碁盤や米俵を担ぎ、それが出来ると一人前と見なされた。	
下新川郡入善町	【男】 徴兵検査	徴兵検査に合格すると、大人として認められた。	
	【女】 初潮	祝い事は行なわれなかった。	
中新川郡上市町	【男】 18歳	「元服」と称し、親戚を招いて祝い事が行なわれ、若衆組織に加入した。	
魚津市	【男】 15歳／徴兵検査	15歳の時、若衆組織に加入した。	
氷見市	【男】 18～20歳	正月、「元服」と称する祝い事が行なわれた。当日は神社に参拝して酒と紅白の餅を奉納し、お祓いを受け、赤い餅の方を持ち帰って近所に配った。年齢は地区によって異なった。	
射水市小杉地区	【男】 15歳頃	「元服祝い」と称し、若衆組織へ酒1升を持って加入した。	
射水市下村地区	【男】 20歳／労働力	20歳でおおむね一人前と見なされた。また農作業が一通りできるようになると、一人前と見なされた。	
高岡市福岡町	【男】 体力検査	昭和14～15年頃のこととされる。	
	【女】 労働力	機織り・田植え・草刈・菅笠作りが出来ると、一人前と見なされた。	
南砺市城端	【男】 19歳	「元服祝い」と称する祝い事が行なわれ、親戚を招いて祝宴を張った。その後、成年と見なされた。	
南砺市井口地区	【男】 18歳	「元服祝い」と称し、祝い事が行なわれ、母の実家から羽織袴が贈られた。家では親類を招いて祝宴を張った。	
南砺市平地区	【男】 労働力	城端から米1俵を担いで来れるようになると、一人前と見なされた。	
南砺市井波	【男】 15～16歳	若衆組織に加入した。	
石川県	金沢市野田町	【男】 16歳／徴兵検査	高等小学校を卒業すると若衆組織に加入した。4月の総会の際、酒1升を持って加入した。
	金沢市田上町	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
	金沢市東荒屋町	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で「元服」と称し、長男に限り親類を招いて祝宴を張った。
	金沢市高池町	【男】 19歳／徴兵検査	19歳で「元服」と称した。

金沢市湯涌町	【男】 19歳／徴兵検査	19歳で「元服」と称し、親類を招いて祝宴を張った。
金沢市二俣町	【男】 19歳／徴兵検査	19歳で「元服祝い」と称し、着物を新調した。
輪島市門前町	【男】 14～18歳	若衆組織に加入した。1月2日に酒1升と豆腐などを持参し、挨拶すると仲間と認められた。加入年齢は14～18歳と地区によって異なった。
鳳珠郡能登町小木	【男】 12歳	青年会に加入した。その際、親が酒1升を携え、挨拶した。
	【女】 初潮	赤飯を炊き、神仏に供えた。
鳳珠郡能登町柳田	【男】 徴兵検査	
	【女】 労働力	田植えのユイ（交換労働）が出来るようになると、一人前と見なされた。
七尾市	【男】 労働力	秋仕事が終わった際、「盤持ち」と呼ばれる力自慢大会を催し、米俵や石などを持ち上げることができると、一人前と見なされた。
鹿島郡中能登町鹿島地区	【男】 13～15歳	若衆組織に加入した。
	【女】 出産	
鹿島郡中能登町鹿西地区	【男】 徴兵検査	
鹿島郡中能登町鳥屋地区	【男】 徴兵検査	
鹿島郡中能登町金丸	【男】 徴兵検査	
羽咋郡志賀町旧市域	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	【女】 労働力	田植え・機織り・選択などが一通りできるようになると、一人前と見なされた。
羽咋郡志賀町相神	【男】 18歳／徴兵検査	
	【女】 結婚	
羽咋郡志賀町草木	【男】 17歳／徴兵検査	
羽咋郡志賀町富来牛下	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で、村寄合に酒1升を出すと一人前と見なされた。
羽咋郡志賀町富来生神	【男】 16歳／徴兵検査	15歳では半人前。16歳で若衆組織に加入すると、一人前と見なされた。
羽咋市柳田	【男】 15歳	元服祝いが当該者の自宅において行なわれた。
羽咋市菅池	【男】 19歳	元服祝いが当該者の自宅において行なわれた。成人となることを「十九のクオロシ」と称した。
羽咋市志々水	【男】 19歳	ただし親が死亡している場合は、19歳に1～2年満たなくとも一人前と見なされた。
羽咋市吉崎	【男】 18歳頃	元服祝いが、地区内の該当者が一堂に参集して行なわれた。
かほく市高松	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、紋付で臨んだ。
かほく市宇気	【男】 16歳／徴兵検査	16歳で村人足や船の雇子になった。徴兵検査に際しては、紋付で臨む場合が多かった。
河北郡内灘町宮坂	【男】 労働力	漁獲物の荷揚げの労力による。これにより20歳を過ぎても一人前と見なされない場合があった。
野々市市	【男】 徴兵検査	
能美市辰口町	【男】 15～19歳	若衆組織に加入した。長男は15歳で加入したが、会費の関係で、次男以下は16～19歳で加入した。
能美市寺井野地区	【男】 15歳	「殿様男」と呼ばれた。
白山市松任地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
白山市瀬戸	【男】 18～19歳／徴兵検査	18歳で若衆組織に加入するが使い走りとして扱われ、19歳で組織の成員として認められる。
	【女】 14～15歳	「宿」に寄り、麻仕事などを始めると、一人前と見なされた。
白山市五味島	【男】 15歳	若衆組織に加入した。これを機に赤禪から白禪になった。
	【女】 15歳	母もしくは姉から、シタヘボ（腰巻）が与えられた。

	白山市釜谷	【男】 15～16歳／徴兵検査	15～16歳で青年団に加入した。
	白山市女原	【男】 17歳	若衆組織に加入した。
	白山市荒谷	【男】 16歳／徴兵検査	16歳で若衆組織に加入した。
	白山市尾添	【男】 18歳	15歳で青年団に加入するが、18歳までは「サンカク」と呼ばれ、半人前と見られた。
	白山市桑島	【男】 18歳	
	白山市白峰	【男】 15歳	
	小松市農村部	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	小松市都市部	【男】 17～18歳	15歳頃に若衆組織に加入したが、その段階では半人前の「前髪衆」とされ、17～18歳頃に正式の「若い衆」となり、これを「上がる」と言った。
	加賀市山中地区	【男】 徴兵検査	
福井県	福井市美山町	【男】 15～18歳	若衆組織に加入した。加入年齢は地区によって異なった。
	坂井市丸岡町	【男】 15歳	「元服式」を行ない、若衆組織に加入した。
	鯖江市	【男】 13～15歳	青年団に加入した。年齢は地区によって異なった。加入の際、酒1升ないし2升を持参した。
	大野市和泉地区	【男】 16歳	「十六祝い」と称し、祝い事が行なわれ、近所の男子に餅を1個ずつ、親戚には2個ずつ配った。その後、若衆組織に加入した。
	三方上中郡若狭町三方	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。
	大飯郡高浜町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
静岡県	静岡市清水区由比町屋原	【男】 16歳／徴兵検査	16歳で若衆組織に加入した。
		【女】 19歳	家によっては矢舁の着物を召し、神社に参拝した。
	沼津市	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入すると「イチニン」と呼ばれ、大人扱いされ、酒を飲まされることもあった。
		【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝い、これを神棚や仏壇に供えた。
	伊豆市中伊豆地区	【男】 15歳	「元服」と称し、祝い事が行なわれた。当日は紋付袴で鎮守社に参拝し、縁者を招いて祝宴を張った。その年の1月2日に若衆仲間加入した。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	駿東郡小山町	【男】 労働力	米俵を担げるようになると、一人前と見なされた。
	御殿場市	【男】 10歳／労働力	10歳になると一人前と見なされた。また米俵を担げるようになると、一人前と見なされた。
		【女】 初潮／労働力	機織りが出来るようになると、一人前と見なされた。
	富士郡芝川町	【男】 15～17歳	青年会に酒1升を持参して加入した。以後、家の名代としても遇された。
	富士市木島	【男】 15～17歳	1月2日、「元服」と称し、祝い事が行なわれた。これを機に若衆仲間加入したが、その際、米俵を持ち上げることができると、一人前と見なされた。
		【女】 初潮	
	焼津市大井川地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
		【女】 初潮	
榛原郡川根本町本川根地区	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	祝い事はなかった。	
袋井市旧市域	【女】 初潮	赤飯を炊き、家族で祝った。	
磐田市豊岡地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、新年会に酒1升を持参した。	
	【女】 初潮	初潮の事実は、多くの場合秘匿された。	

	磐田市上本郷	【男】15歳	青年会に加入した。その際、酒1升を持参し、夜に野場（埋め墓）を往復する肝試しが行なわれた。
	磐田市竜洋地区	【男】15歳	2月2日、若衆組織に加入した。その際、酒1升と豆腐2丁を持参した。
		【女】初潮	
	浜松市南区増楽町	【男】徴兵検査	
	浜松市北区細江町	【男】徴兵検査	
		【女】初潮	
	湖西市新居町	【男】15歳	青年会に加入した。
		【女】初潮	赤飯を炊いて、家族中で祝った。
愛知県	名古屋市守山区川村町	【男】15歳	年1回の「お日待ち」に酒1升を持参し参加すると、一人前と見なされた。
	名古屋市名東区高針	【男】徴兵検査	
	名古屋市中川区下之一色町	【男】15歳／徴兵検査	15歳で「元服祝い」が行なわれ、母の実家から祝儀が贈られることもあった。
	名古屋市港区小碓	【男】16歳	16歳で「元服」と称し、祝い事を行なった。自宅でお披露目した後、消防団長のもとへ挨拶へ行った。
	蒲郡市	【男】15歳／徴兵検査	15歳で青年会に加入した。
		【女】初潮	
	額田郡幸田町	【男】15歳	若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
		【女】15歳	近親から腰巻が贈られた。
	岡崎市西本郷町	【男】15歳	宮係への加入をもって一人前と見なされた。
	岡崎市筒針町	【男】20歳	飲酒・喫煙が認められ、「元服」に相当するとされた。
	岡崎市米河内町	【男】18歳／徴兵検査	18歳の時に、母の実家から袴が贈られた。
	岡崎市鉢地町	【男】15歳	宮係への加入を「元服」と称し、一人前と見なされた。
	豊田市下山地区	【男】徴兵検査	
	知立市	【男】徴兵検査	
		【女】初潮	赤飯を炊いて祝った。
	尾張旭市	【男】15歳	若衆組織の日待の時、酒1升と野菜などを持参し加入した。その際、冷酒で兄弟盃を交わす。
	小牧市	【男】15歳	叔父叔母から六尺褌が贈られた。青年会への加入年齢とは無関係。
		【女】初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
	北名古屋市西春地区	【男】9～15歳	「元服」と称し、祝い事が行なわれた。該当する年齢の者が複数集まった際に「元服」が行なわれた。地区や時期によって年齢は異なった。
		【女】初潮	特に祝い事はなかったが、戦時中に名古屋市から疎開してきた女子が初潮を迎えた際、その親が祝いの品を持って近所に挨拶した。
清須市春日	【男】15歳	「元服」と称し、祝い事が行なわれた。該当する年齢の者が複数集まった際に「元服」が行なわれた。	
	【女】初潮	特に祝い事はなかった。	
長久手市	【男】15歳	若衆組織に加入し、本裁ちの着物を着るようになった。	
	【女】初潮	祝い事は特になかった。	
日進市梅森・野方・三本木	【男】14歳	青年団に加入した。	
日進市赤池	【男】15歳	青年団に加入した。	
日進市米野木・本郷・岩崎	【男】16歳	青年団に加入した。	

愛西市佐織地区	【男】 15～17歳／徴兵検査	15～17歳で「元服」と称した祝い事が行なわれた。その際、母の実家から羽織袴が贈られた。	
	【女】 初潮	祝い事は行なわなかったという家が多い。	
愛西市佐屋町	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。その際は、親同伴で酒1升を持参して挨拶した。	
弥富市又八	【男】 15歳	紋付・羽織が贈られた。以後、家の名代として遇された。	
弥富市鎌島	【男】 16歳	若衆組織に加入した。その際、親同伴で酒1升を持参した。	
弥富市前ヶ須町	【男】 15～16歳	若衆組織に加入したが、酒などは持参しなかった。	
弥富市平島町	【男】 17歳		
半田市岩滑地区	【男】 14～15歳／徴兵検査	14～15歳で、初午の日に若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参し、組織の条目順守を血判で誓約した。	
知多市南粕谷	【男】 15歳	青年会に加入したが、これを「元服」とっていた。	
知多郡南知多町	【男】 13歳頃	叔父・叔母から花染めの褌が贈られ、内祝いとして赤飯が配られた。	
三重県	津市一志町	【男】 徴兵検査	
		【女】 女中奉公	
津市美杉町	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	多くは初潮の事実を恥かしいこととして秘匿した。	
桑名市多度町	【男】 13～18歳	青年会に加入した。加入は「元服」とも称され、年齢は地区によって異なった。	
四日市市	【男】 15歳／徴兵検査	青年団に加入した。しかし加入は任意であり、非加入者は酒肴料を支払った。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝う場合もあったが、初潮の事実は恥ずかしくて親にも言い出せなかった。	
松阪市嬉野町	【男】 徴兵検査		
多気郡多気町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。	
	【女】 初潮	家によっては、赤飯を炊いて祝った。	
多気郡大台町栗谷	【女】 初潮	「大人祝い」と称し、赤飯を炊いて祝った。	
伊勢市小俣町	【男】 13歳	「十三タケ」と称し、朝熊山の例大祭（6月26日）に詣でた。「大人のしるし」とされた。	
	【女】 13歳		
伊勢市御園町	【男】 徴兵検査	戦前に成人儀礼はなかった。	
度会郡度会町	【男】 15歳	青年会に加入した。その際、長男は酒1升、次男以下は酒5合を持参した。	
	【女】 初潮	家によっては「大人祝い」と称し、赤飯を炊いて祝った。	
鳥羽市加茂地区	【男】 16歳	11月吉日、2人1組となり、42歳の男子を仮親に定めて「烏帽子子」となった。	
鳥羽市相差町	【男】 17歳	青年会に加入した。	
鳥羽市神島	【男】 12歳	叔母から赤褌が贈られた。	
志摩市磯部町山田	【男】 15歳	1月2日、青年団に加入した。	
志摩市磯部町渡鹿野	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、盃事を経て赤褌が授けられる。かつての「元服」と見なされた。昭和前期に消滅。	
	【女】 初潮	腰巻を与えられ、家業の農商業へ従事。	
志摩市浜島町	【男】 15歳	青年団に加入した。	
	【女】 初潮	赤飯を炊き、腰巻を着用した。	
熊野市	【男】 15～16歳		
上野市	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。	

岐阜県	岐阜市	【男】 15～17歳／徴兵検査	15～17歳で青年会に加入したが、年齢は地区によって異なった。また徴兵検査に際しては、甲種合格しないと一人前と見なされない雰囲気があった。
	中津川市加子母	【男】 15歳	青年団に加入した。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝い、髪型も娘様に整える。花嫁修業や出稼ぎが始まる。
	賀茂郡東白川村	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。正月の初寄合の際に酒1升を持参して加入した。
		【女】 労働力	糸とり1日1把、機織り1日1反が一人前の基準とされた。
	賀茂郡七宗町	【男】 15歳／労働力	15歳で若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。また1日1反歩の耕作、米4斗俵を担ぐことができると「真の一人前」と見なされた。
		【女】 労働力	糸取り1日1把、機織り1日1反が一人前の基準とされた。
	恵那市旧市域	【男】 15歳／徴兵検査	15歳時に「禪祝い」と称し、祝い事が行なわれた。
		【女】 初潮／15・18歳	初潮を迎えると、母や祖母が赤飯を炊き、腰巻を作って祝った。また15歳もしくは18歳時に「腰巻祝い」と称し、髪型を銀杏返しに結び直した。
	恵那市串原	【男】 15歳	1月1日に青年会に加入。その際、重箱に入れた肴を持参した。
	恵那市上矢作町	【男】 徴兵検査	
		【女】 初潮	
	可児市兼山	【男】 15歳頃	青年会に加入した。その際、儀礼等はなかった。
		【女】 13歳頃	
	関市	【男】 徴兵検査	
	各務原市旧市域	【男】 徴兵検査	
	各務原市川島地区	【男】 17歳	商家では主人の名代となり、農家では若衆組織に加入した。
		【女】 15歳	
	山県市高富	【男】 17歳	若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
		【女】 13歳	
	山県市美山地区	【男】 15～16歳	青年会に加入した。
	本巣市旧市域	【男】 16歳／徴兵検査	16歳で若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
	本巣郡北方町高屋	【男】 16～18歳	農村部では16歳、町家では18歳で若衆組織に加入した。
	羽島郡岐南町	【男】 徴兵検査	
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	海津市海津町	【男】 17歳	多くの場合、嫡子は若衆組織に加入した。
		【女】 15歳	
安八郡安八町	【男】 13歳	「禪祝い」と称し、母の実家から男子には六尺禪、女子には腰巻が贈られた。	
	【女】 13歳		
大垣市	【男】 徴兵検査		
養老郡養老町	【男】 15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入した。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。	
揖斐郡池田町	【男】 17歳／徴兵検査	17歳で青年会に加入した。	
	【女】 15歳		
揖斐郡揖斐川町久瀬地区	【男】 徴兵検査	検査後、飲酒・喫煙が公然と認められた。	
飛騨市神岡町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。	
高山市朝日町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。1月15日頃、組織の寄合に出向き、加入を認めもらった。	

	高山市一之宮町	【男】 徴兵検査	
	郡上市白鳥町	【男】 17歳	「元服」と称し、7月4日から20日の間に祝い事を行ない、若衆組織に加入した。その際、酒一升を持参した。
	郡上市美並町	【男】 徴兵検査	
	下呂市金山町金山	【男】 徴兵検査	ただし大正中中期までは14～15歳で若衆組織へ加入し、成人と見なされた。
滋賀県	高島市朽木	【男】 18歳	「袴着」と称し、世帯主の後継者が地域の仲間入りをする儀式を行ない、祝宴を張った。
	高島市新旭町	【男】 20歳頃	「十八振舞」という儀礼を、村の戸主を招いて盛大に行なった。都合により18歳で不可能な場合は延期された。
	彦根市	【男】 16～17歳	若衆組織に加入した。
	東近江市八日市地区	【男】 13～15歳	若衆組織に加入した。その際、酒肴を持参した。
	東近江市五個荘地区	【男】 15歳	若衆組織の宿親のもとで「元服」と称した儀礼を行ない、唐崎神社に参拝し、自宅で祝宴が行なわれた。
	蒲生郡日野町原	【男】 15歳／徴兵検査 【女】 初潮	15歳になると、村の初寄合の際に若衆組織に加入した。その際、酒や重物を持参した。
京都府	長岡京市	【男】 16～18歳	青年会に加入した。年齢は地区によって異なり、加入に際し「烏帽子着」と称する儀礼を、12月18日の「お火焚き」の日に挙げる例もあった。
		【女】 初潮	稀に赤飯を炊いて祝うことがあった。
	乙訓郡大山崎町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	京丹後市網野町	【男】 徴兵検査	
	与謝郡伊根町	【男】 16歳	若衆組織に加入した。長男は事前に年長者と擬制的親子関係を結び、加入の際には酒2～3升を持参した。
	与謝郡与謝野町加悦	【男】 17歳	赤飯や小豆飯を炊き、祝う場合もあった。
	福知山市夜久野町	【男】 労働力／結婚	
		【女】 労働力／結婚	
	南丹市美山町佐々里	【男】 16歳	「烏帽子着」という儀礼を経て若衆組織に加入した。昔の「元服」と見なされる。祝客は反物を送り、返礼として餅が配られる。
	亀岡市	【男】 17～18歳	行者に伴われ、大峰山に登拝すると一人前と見なされた。
奈良県	奈良市旧市域	【男】 14～15歳	若衆組織に加入した。
	奈良市月ヶ瀬桃香野	【男】 14歳	「十四酒」と称し、道普請後に地区の成員に酒を注いでまわると、一人前と見なされた。
	奈良市月ヶ瀬長引	【男】 15歳	「ちょうちんとぼし」と称し、寺社の行事において提灯守を全うすると、一人前と見なされた。
	山辺郡山添村東山地区	【男】 徴兵検査	
	天理市	【男】 17歳	「ナガエ（名替え）」と称し、地区の成員への披露が済むと、一人前と見なされた。
	生駒市	【男】 17歳	親族のみで祝宴を張り、大字に対して米5斗を寄付すると、一人前と見なされた。
	生駒郡安堵町	【男】 徴兵検査	
		【女】 労働力	1日につき木綿1反を織ること、藁草履10足を作ることなどができるようになると、一人前と見なされた。
	宇陀郡曽爾村	【男】 15歳	「元服」と称し、村の初寄合に酒1升を持参して挨拶を済ませ、若衆組織に加入した。
	吉野郡下市町	【男】 15歳	青年団に加入した。その際、旧暦8月15日に寺で開かれた寄合に酒1升を持参した。
	吉野郡東吉野村	【男】 15歳	青年団に加入した。
	大阪府	寝屋川市	【男】 徴兵検査



	豊能郡豊能町	【男】 12～17歳	伊勢神宮もしくは大峰山に詣でると、一人前と見なされた。	
	池田市上池田・建石町	【男】 16～17歳	大峰山に登拝すると、一人前と見なされた。	
	池田市細河地区	【男】 徴兵検査		
	池田市秦野地区	【男】 20歳頃	伊勢神宮に参詣すると、一人前と見なされた。	
	豊中市	【男】 18～19歳	15歳で若衆組織に加入し、数年後に「日の出頭」と称する年長者になると、一人前と見なされた。	
	八尾市	【男】 徴兵検査		
	羽曳野市大黒	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。	
	大阪狭山市	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。	
	河内長野市	【男】 15～20歳	若衆組織に加入したり、大峰山への登拝を済ますと、一人前と見なされた。年齢は地区によって異なった。	
		【女】 初潮		
	泉大津市	【男】 13～16歳	若衆組織に加入後、「初山」と称し、大峰山への登拝を済ますと、一人前と見なされた。年齢は地区によって異なった。	
		【女】 初潮	小豆飯を炊いて祝った。	
	泉佐野市	【女】 初潮	淡嶋神社に参拝した。	
	泉南郡田尻町	【女】 初潮	初潮を「お客さんが来た」と称し、恥ずかしいものと認識した。	
和歌山県	伊都郡九度山町	【男】 12～15歳	現在でも「元服式」「元服祝い」が行なわれる。年齢は地区によって異なる。	
		【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝い、家族で食べた。また家内に祀られている神仏に赤飯を供える場合もあった。	
		紀の川市打田	【男】 徴兵検査	
		海草郡紀美野町野上地区	【男】 徴兵検査	
			【女】 初潮	家によっては、赤飯を炊いて祝った。
		有田郡有田川町吉備地区	【男】 徴兵検査	
		日高郡由良町	【女】 初潮	小豆飯を炊いて祝った。
		御坊市塩屋町北塩屋	【男】 16歳	「元服」と称し、祝い事が行なわれ、当日は五目飯などを食べた。
		日高郡日高川町川辺地区	【男】 徴兵検査	
		日高郡みなべ町南部地区	【男】 徴兵検査	
		田辺市旧市域	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
			【女】 初潮／労働力	初潮を迎えると、赤飯を炊いて祝った。また紡績工場などでの勤務をもって一人前と見なされることもあった。
	東牟婁郡古座川町下露・松根	【男】 徴兵検査		
		【女】 初潮	小豆飯を炊いて祝った。	
兵庫県	川西市	【男】 15～16歳	青年会に加入した。	
	三田市	【男】 15～17歳	青年会に加入し、大峰山への登拝を済ませると、一人前と見なされた。年齢は地区によって異なった。	
	加古川市別府町	【男】 15歳	青年団に加入した。その際、4月に酒1升を持参し、家では近所や親戚に赤飯を配った。	
	姫路市安富町	【男】 15歳／労働力	若衆組織に加入した。また農作業の1日の進捗が基準に達すると、一人前と見なされた。	
		【女】 13歳／労働力	13歳で娘組に加入した。また糸紡ぎや機織り作業の1日の進捗が基準に達すると、一人前と見なされた。	
		揖保郡太子町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	【女】 初潮			

たつの市新宮町勘原地区	【男】 15歳	青年会に加入した。
たつの市御津町	【男】 15歳頃／労働力	若衆組織に加入した。また地域内の随所にある力石を持ち上げることができると、一人前と見なされた。
相生市	【男】 15歳／徴兵検査	青年団に加入した。
宍粟市千種町	【男】 15歳／徴兵検査	若衆組織に加入した。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
佐用郡佐用町佐用	【男】 労働力	肥桶を担げるようになったり、苗代鋤きができるようになると、周囲から一人前と言われた。
	【女】 初潮	
佐用郡佐用町上月	【男】 15歳／徴兵検査	青年団に加入した。その際、酒1升を持参した。
	【女】 結婚	
豊岡市旧市域	【男】 18歳	村の日役に出るようになった。
	【女】 労働力	針仕事ができるようになると、一人前と見なされた。
豊岡市竹野町竹野	【男】 15～16歳	村の日役や重要な行事に参加するようになった。
豊岡市竹野町松本	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、もち米一升五合を持参した。
岡山県	岡山市北区建部町	【男】 徴兵検査
岡山市東区瀬戸町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
備前市吉永町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝った。
美作市勝田地区	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	
勝田郡勝央町	【男】 15歳	旧暦3月27日に自分の名を書いた栗板を八幡神社に奉納した。
	【女】 13歳	大人の仲間に入り活動した。
津山市久米地区	【男】 15歳頃	若衆組織に加入した。
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝った。
苫田郡鏡野町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝った。
苫田郡鏡野町上齋原	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。最近ではケーキで祝う場合もある(1994年時点)。
真庭市落合地区	【男】 15～16歳	若衆組織に加入した。
	【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝い、神棚に供えた。
真庭市勝山町	【男】 徴兵検査	
赤磐市吉井地区	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝うこともあったが、何もしなかった場合もあった。
総社市	【男】 15歳	青年団に加入した。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
倉敷市真備町	【男】 徴兵検査	
浅口市鴨方町	【男】 15～16歳	青年団に加入した。その際、酒1升を持参した。年齢は地区によって異なった。
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
井原市	【男】 15歳	青年団に加入した。
	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
新見市	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。

	高梁市旧市域	【女】初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
	高梁市成羽町	【男】15歳	若衆組織に加入した。
		【女】初潮	赤飯を炊いて祝ったという家が多い。
	高梁市備中町	【男】労働力	町内に置いてある力石を持ち上げられるようになると、一人前と見なされた。
		【女】初潮	母親が赤飯を炊いて祝った。
広島県	広島市東区安芸地区	【男】徴兵検査	
	広島市東区中山地区	【女】初潮	赤飯や紅白餅を作って祝うことが一般的になったのは最近である(1992年時点)。
	広島市安芸区瀬野	【男】15歳	若衆組織に加入した。その際、父親が酒1升を持参し、息子の加入の挨拶をした。
	広島市安芸区船越	【女】初潮	赤飯を炊いて祝った。
	広島市安佐南区佐東地区	【男】15歳	若衆組織に加入した。加入の際、酒肴を持参した。
		【女】13歳	娘組に加入した。その際、牡丹餅や鯨を持参した。
	尾道市瀬戸田町垂水	【男】15歳	青年団に加入した。その際、旧暦1月14日に酒1升を持参した。
	府中市上下町	【男】15歳	青年団に加入した。
		【女】初潮	祝い事は行なわれなかった。
	庄原市東城町	【男】徴兵検査	
	呉市川尻町	【男】徴兵検査	
	呉市下蒲刈町	【男】15歳	青年団に加入した。
		【女】初潮	初潮の事実は、恥かしくて母親にも言えず、祝い事も行なわれなかった。
	安芸郡熊野町	【男】徴兵検査	
	安芸郡海田町	【男】徴兵検査	
	廿日市市旧市域	【男】15歳	「イエトリ」と称された。
		【女】初潮	祝い事は行なわれなかった。
	廿日市市吉和	【男】15歳頃	「禪祝い」と称して赤い禪を締める。
		【女】初潮	赤飯を炊いて祝った。
	廿日市市大野	【男】14～15歳	若衆組織に加入した。その際、酒1升を持参した。
		【女】初潮	赤飯を炊き、腰巻を贈って祝った。
	山県郡北広島町千代田地区	【男】15歳	若衆組織に加入した。その際、父親が酒を持参し、息子の加入を依頼した。
		【女】初潮	母親が赤飯を炊いて祝った。
山県郡北広島町雄鹿原地区	【男】15歳／徴兵検査	15歳で若衆組織に加入する。後に徴兵検査で成人と見なされるようになり、これを「見取り」と言った。	
山口県	山口市秋穂二島	【男】15歳	若衆組織に加入した。1月2日の晩、「組入り」と称する儀礼が行なわれた。
	山口市徳地地区	【男】13～15歳	若衆組織に加入した。
	長門市仙崎大日比	【男】15歳	「元服」と称し、一人前と見なしたが、儀礼はなかった。
		【女】初潮	赤飯を炊いて祝った。
	岩国市由宇町	【男】15～16歳	若衆組織に加入した。
		【女】初潮	赤飯を炊いて祝った。
	柳井市	【男】13歳	「ヘコ祝い」と称し、禪を締め始め、赤飯を炊いて祝った。
		【女】13歳	「ヘコ祝い」と称し、腰巻を締め始め、赤飯を炊いて祝った。
	周南市勝間地区	【男】15～16歳	青年会に加入した。加入年齢は長男が15歳、次男以下は16歳とされた。
	防府市	【男】15歳	青年団に加入した。
		【女】初潮	赤飯を炊いて内輪で祝った。

	美祢市	【男】 15歳	「元服」「禪祝い」と称し、近隣の人を招いて祝宴を張った。
	下関市旧市域	【男】 15～16歳	青年団に加入した。
	下関市豊浦町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
鳥取県	鳥取市青谷町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	八頭郡若桜町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。加入は1月7日に組織の初会合の際に行ない、酒1升と豆腐2丁を持参した。
	倉吉市	【男】 13～15歳	若衆組織に加入した。
	東伯郡湯梨浜町羽合地区	【男】 徴兵検査	
	東伯郡琴浦町赤碕	【男】 14～16歳	若衆組織に加入した。加入年齢は地区によって異なった。
	境港市	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	米子市	【男】 徴兵検査	
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	西伯郡南部町西伯地区	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
島根県	松江市旧市域	【男】 徴兵検査	
		【女】 13歳	「十三参り」「十三誕生」と称し、一つ身の着物を召し神社参拝を行なった。
	松江市東出雲町	【男】 13歳	「十三誕生」と称し、祝い事が行なわれた。
		【女】 初潮	
	安来市	【男】 徴兵検査	
	雲南市加茂町	【男】 徴兵検査	それ以前は成人儀礼はなかった。
	出雲市大社町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。正月に加入する際、酒1升を持参する場合が多かった。
		【女】 13歳頃	娘仲間に加わった。
	大田市温泉津町	【男】 徴兵検査	
		【女】 初潮	地区によっては、赤飯を仏壇に供えた。
	江津市旧市域	【男】 19歳	
	浜田市金城町雲城	【男】 15～19歳／労働力	秋祭りで行なわれる「力だめし」において、米1俵16貫を担ぐことができたなら一人前と認められた。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	鹿足郡津和野町日原	【男】 13歳	「へこ祝い」と称し、「カナ親」との間で犠牲的親子関係を締結した。
		【女】 13歳	
	鹿足郡吉賀町六日市	【男】 労働力	15～16貫の力石を持ち上げたり、田植え・芝刈の達成量が基準に達すると、一人前と見なされた。
		【女】 夜這い経験	「初をとる」と称し、夜這いに遭うと、一人前と見なされた。
徳島県	吉野川市川島町	【男】 徴兵検査	
	美馬市穴吹町	【男】 徴兵検査	
	三好市井川町	【男】 15歳	
	小松島市	【男】 徴兵検査	
		【女】 初潮	
	阿南市旧市域	【男】 徴兵検査	
	阿南市羽ノ浦町	【男】 15歳	青年団に加入した。
	名西郡神山町鬼籠野	【男】 徴兵検査	家によっては、赤飯を炊いて祝った。
		【女】 満20歳	男子の成人年齢に合わせて。
	那珂郡那賀町上那賀地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
		【女】 13歳	

香川県	海部郡海陽町海南地区	【男】 15歳	青年団に加入した。
	高松市香川町	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。
	綾歌郡綾川町綾南地区	【男】 15歳	「元服」と称し、烏帽子親を取り、赤飯を炊いて祝宴を張った。
		【女】 初潮	「エクボ餅」と称し、餅か赤飯を炊いて御神酒と共に神棚に供え、尾頭付きの膳で内祝いと行なった。
	三豊市詫間町	【男】 徴兵検査	
	三豊市財田町	【男】 徴兵検査	
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	三豊市豊中町	【男】 13～15歳	1月1日に新しい禪を締め、父親と共に神前に礼拝し、若衆組織に加入した。
		【女】 初潮	母親が赤飯を炊いて祝い、赤い腰巻が贈られた。また髪はお下げから様々な形に整えられた。
	仲多度郡琴平町	【男】 13歳	「禪祝い」が行なわれた。
【女】 初潮		自身の着物を新調し、「七社参り」と称し、金刀比羅宮をはじめ7つの神社に参拝した。	
観音寺市大野原町	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。	
愛媛県	新居浜市	【男】 徴兵検査	
	西条市丹原町	【男】 13歳	「禪祝い」と称した。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて内祝いを行なった。
	上浮穴郡久万高原町久万	【男】 15歳	「禪祝い」と称して親から酒と晒1反が与えられ、酒宴を催した。また若衆組織に加入した。
		【女】 初潮	女子は「13歳8ヶ月で初潮をみる」とされた。初潮の際は着物の下づまを3針縫い、雨だれを「月に三日、日は七日」と言いながら3度往復した。また赤飯を炊いて祝い、神仏に供えた。とくに便所へ祀ることをやかましく言われた。
	上浮穴郡久万高原町柳谷地区	【男】 徴兵検査	
	西予市宇和町	【男】 15歳	「元服」と称した。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	西予市三瓶町	【男】 徴兵検査	
	北宇和郡松野町	【男】 徴兵検査	「元服」と見なされた。
南宇和郡愛南町一本松	【男】 徴兵検査		
高知県	高知市土佐山	【男】 徴兵検査	
	安芸郡北川村	【男】 徴兵検査	
		【女】 18歳頃	
	香南市野市町	【男】 結婚	
		【女】 結婚	
	南国市	【男】 徴兵検査	
	土佐市	【男】 徴兵検査	
	高岡郡越知町	【男】 徴兵検査	
	高岡郡佐川町	【男】 徴兵検査	
高岡郡津野町葉山地区	【男】 徴兵検査		
福岡県	北九州市小倉南区道原	【男】 15～17歳	若衆組織に加入した。
	北九州市戸畑区天籟寺	【男】 15歳	若衆組織に加入した。1月6日、酒1升と鯛1束を持参し、加入した。
	北九州市小倉南区貫		
	北九州市門司区田野浦	【女】 初潮	母親が小豆飯を炊いて内祝いを行なった。
	北九州市八幡東区枝光		

豊前市	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、酒 1 升を持参した、	
鞍手郡鞍手町	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。	
鞍手郡小竹町	【男】 徴兵検査	「兵隊祝い」と称し、親戚や近所に赤飯を配った。	
遠賀郡岡垣町	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊き、神仏に供えた。	
直方市	【男】 徴兵検査		
田川郡香春町	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	赤飯を炊いて内祝いを行なった。	
宗像市玄海地区	【男】 18歳	11月15日、「元服」と称し、祝い事が行なわれ、若衆組織に加入した。その際、酒 1 升を持参した。	
宮若市宮田	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝った。	
宮若市若宮地区	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	初潮の事実は秘匿し、小豆飯を炊いて内祝いを行なう程度が多かったが、家によっては小豆飯・鯛の吸い物・煮しめなどを作って祝った。	
飯塚市旧市域	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝ったが、初潮の事実は内々に母親に告げられた。	
飯塚市穎田地区	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊き、これを神棚に供えるなどの祝い事を行なったが、多くは初潮の事実は恥ずかしいとされた。	
飯塚市筑穂地区	【女】 初潮	家によっては赤飯や鯛で祝い事を行なったが、多くは初潮の事実を恥かしさから隠匿した。	
春日市	【男】 16～20歳	16歳で若衆組織に加入し、その後20歳までに英彦山へ登拝すると、一人前と見なされた。	
大野城市	【男】 14～20歳	14～16歳で若衆組織に加入し、その後20歳までに英彦山へ登拝すると、一人前と見なされた。	
太宰府市	【男】 16歳	若衆組織に加入した。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて内祝いを行なった。	
筑紫野市	【男】 16歳	若衆組織に加入した。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて内祝いを行なった。	
朝倉市甘木	【男】 15～16歳	若衆組織に加入した。その際、酒 1 升を持参した。	
	【女】 初潮	赤飯を炊いて内祝いを行なった。	
朝倉市朝倉地区	【男】 徴兵検査		
朝倉市杷木地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。その際、酒 1 升を持参した。	
朝倉郡筑前町	【男】 20歳	英彦山に登拝すると、一人前と見なされた。	
久留米市	【男】 徴兵検査		
	【女】 初潮	赤飯を炊いて内祝いを行ない、仏前に詣でた。	
佐賀県	鳥栖市	【男】 14歳	英彦山に登拝すると、一人前と見なされた。
神崎郡吉野ヶ里町三田川地区	【男】 15歳頃	若衆組織に加入した。2月2日に「二日ヤーヒ」と称して加入し、酒 1 升やチクワなどを持参した。	
神埼市千代田町	【男】 15歳	誕生日に「兵児かき」と称し、内祝いが行なわれた。	
	【女】 初潮	「キヤーフ（腰巻）かき」と称し、内祝いが行なわれた。	
小城市芦刈町	【男】 徴兵検査		
多久市	【男】 徴兵検査		
杵島郡大町町	【男】 徴兵検査		
武雄市	【男】 15歳	若衆組織に加入した。	
西松浦郡西有田町	【男】 徴兵検査		

長崎県	北松浦郡佐々町	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、ほとんどが「検査着物」と称し、新調した着物を着用して臨んだ。
	南松浦郡新上五島町新魚目地区	【男】 徴兵検査	徴兵検査終了後、自宅において親戚・知人を招いて盛大な祝宴を張った。
熊本県	熊本市北区植木町岩野	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
	熊本市北区植木町菱形地区	【男】 15歳	三の岳に登拝すると、一人前と見なされた。
	山鹿市旧市域	【男】 15歳	「村入り」と称し、以後一人前と見なされた。
	山鹿市鹿央町	【男】 15歳	「村入り」と称し、以後一人前と見なされた。
	玉名市旧市域	【男】 15歳	青年会に加入した。
		【女】 15歳	処女会に加入した。
	玉名郡和水町三加和地区	【男】 徴兵検査	
	玉名郡玉東町	【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝ったが、何もしなかったという家が多い。
	阿蘇郡産山村	【男】 徴兵検査	
	菊池郡大津町	【男】 15歳頃	若衆組織に加入した。
	合志市西合志地区	【男】 17歳	「ニンチクオトコ」と称し、一人前と見なされた。
		【女】 初潮	多くは祝い事は行なわなかったが、家によっては赤飯を炊いて祝った。
	上益城郡益城町	【男】 18歳	15歳時に若衆組織に加入するが、その段階では「子供上がり」と称し、一人前とは見なされなかった。
		【女】 初潮	家によっては赤飯を炊いて祝ったが、多くは何も行なわなかった。
	上益城郡甲佐町	【男】 15歳	消防組に加入した。
	宇城市松橋	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	八代市坂本町	【男】 徴兵検査	
	葦北郡芦北町田浦町	【男】 18歳	地域の寄合や役場等では一人前として扱われた。
	葦北郡津奈木町	【男】 徴兵検査	
	上天草市松島町	【男】 労働力	青年宿に置かれている力石を持ち上げられるようになると、一人前と見なされた。
		【女】 結婚	
天草市栖本町	【女】 初潮	初潮の事実は母親に告げるくらいで、祝い事はなかったが、家によっては小豆飯を炊いて祝った。	
大分県	中津市三光地区	【男】 徴兵検査	
	宇佐市院内町	【男】 徴兵検査	検査に際しては「検査着物」と称し、羽織袴などを新調した。
	宇佐市安心院町	【男】 徴兵検査	
	豊後高田市真玉地区	【男】 徴兵検査	
	日田市天瀬町	【男】 徴兵検査	
	日田市上津江町	【男】 17～18歳／徴兵検査	17～18歳で村内の公役などでは一人前と見なされたが、徴兵検査をもって正式な一人前と見なされた。
		【女】 17～18歳	この年齢で結婚する者が多かったため。
	日田市中津江村合瀬	【男】 徴兵検査	徴兵検査に際しては、親が新調した羽織・着物を着用した。
	杵築市山香町	【男】 15歳	青年会に加入した。
	速見郡日出町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。1月2日に加入し、酒1升を持参した。
		【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	玖珠郡九重町	【男】 15歳	青年会に加入した。
		【女】 労働力	裁縫・味噌・醤油・漬物の作り方などの技能を身に着けると、一人前と見なされた。



由布市庄内町	【男】 15歳	青年会に加入した。1月3日の初寄合の際に加入し、酒1升を持参した。	
	【女】 労働力	裁縫・味噌・醤油・漬物の作り方などの技能を身に着けると、一人前と見なされた。	
由布市挾間町	【男】 徴兵検査		
臼杵市旧市域	【男】 徴兵検査		
臼杵市野津町	【男】 15歳	青年会に加入した。	
豊後大野市大野町	【男】 徴兵検査		
豊後大野市朝地町	【男】 15歳	若衆組織に加入した。加入に際しては、父や兄が挨拶をした。	
竹田市久住町	【男】 徴兵検査		
	【女】 労働力	裁縫・味噌・醤油・漬物の作り方など、結婚生活に関連した技能を身に着けると、一人前と見なされた。	
豊後大野市清川町	【男】 徴兵検査		
佐伯市米水津	【男】 18歳ごろ	共同労働に従事することで一人前として扱われた。	
佐伯市宇目地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。加入は正月の初寄合時で、その際、酒1升を持参した。	
佐伯市蒲江楠本浦	【男】 17～21歳	一人前と見なされる年齢は、浦によって異なった。	
	【女】 アナバチワリ	初潮後に「アナバチワリ」と称し、処女性を失うと一人前と見なされた。	
宮崎県	延岡市北浦町	【男】 17～18歳	共同作業などでも一人星がもらえた。
		【女】 17～18歳	
	児湯郡木城町	【女】 初潮	赤飯を炊いて祝った。
	児湯郡新富町	【男】 徴兵検査	
都城市旧市域	【男】 徴兵検査		
	【女】 労働力	炊事・機織り・1日5畝歩の田植えが出来るようになると、一人前と見なされた。	
都城市高城町	【男】 徴兵検査		
日南市南郷町	【男】 徴兵検査	以前から成人儀礼はなかった。	
	【女】 結婚		
鹿児島県	鹿児島市松元地区	【男】 15歳	青年会に加入した。
	鹿児島市桜島地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。
南さつま市笠沙町	【男】 15歳	正月のある日、「ニセイイ（二才入り）」と称して該当者の両親の同伴のもと焼酎持参で青年組に挨拶へ行き、自宅で親戚を集めて祝った。	
指宿市岩本今泉	【男】 16歳	正月のある日、「ニセイイ（二才入り）」と称して該当者の両親の同伴のもと焼酎持参で青年組に挨拶へ行き、この日以降、袂つきの絆を着用。数え16歳なのは、荷揚げされる年貢米を15歳では担げないからだとされる。	
指宿市十町田良	【男】 15歳	新暦1月2日午前、「ニセイイ（二才入り）」の儀礼として「サンコメ」が行なわれた。ここでは該当者が老若男女の環視のもと裸で奉幣が行なわれた。この日以降、袂つきの絆を着用。飛行場建設により全戸立ち退きとなった1942年頃に消滅。	
指宿市開聞地区	【男】 15歳	若衆組織に加入した。1月15日に「ニセイイ（二才入り）」と称し加入した。	
鹿屋市	【男】 徴兵検査		
沖縄県	国頭郡本部町	【男】 13歳	「十三ユューエー（祝い）」と称し、祝い事を行なった。その際、ご馳走を作り仏壇に供え、禪を着用した。
		【女】 13歳	「十三ユューエー（祝い）」と称し、祝い事を行なった。その際、ご馳走を作り仏壇に供え、メーチャー（下着）を着用した。生家で行なう祝い事としては最初で最後ということで、男子よりも盛大に祝われた。

国頭郡宜野座村	【男】 13歳	「十三ウユエー」と称し、祝い事を行なった。
	【女】 13歳	「十三ウユエー」と称し、祝い事を行なった。その際、ご馳走を作り仏壇や火の神に供えた。生家で行なう祝い事としては最初で最後ということで、男子よりも盛大に祝われたが、昭和初期に廃れた。
中頭郡北谷町	【男】 15歳	「カタカシラユーエ（片頭祝い）」と称し、髪型を大人風に改めた。かつては盛大な儀礼が行なわれたが、大正中期に廃れた。
	【女】 13歳	「十三ウユエー」「十三スージ」と称し、祝い事が行なわれた。生家で行なわれる祝い事としては最後ということで、親戚を招いて祝宴を張り、盛大に行なった。
中頭郡読谷村長田	【男】 13歳	「十三ユーエー（祝い）」と称し、祝い事を行なった。その際、サナジ（禪）を新調し、着用した。
	【女】 13歳	「十三ユーエー（祝い）」と称し、祝い事を行なった。その際、メーチャー（下着）を新調し、着用した。生家で行なう祝い事としては最初で最後ということで、男子よりも盛大に祝われた。
中頭郡読谷村波平・高志保	【男】 15歳	この年齢からニーセー（二才）として一人前になったと見なされ、親戚や近所を招いて祝宴を張った。
中頭郡西原町内間	【女】 13歳	当日は仏壇・戸走り・火の神に花・米・ウチャナク（餅）を供え、内祝いを行なった。
中頭郡西原町崎原地区	【男】 13歳	士族系の家では、羽織袴を着用し、客を招いて盛大に祝宴を張った。
	【女】 15歳	他地域の「十三祝い」と同じ。
宜野湾市野嵩	【男】 13歳	「十三ウユエー」と称し、祝い事を行なった。その際、親や兄弟からサナジグワー（禪）が贈られた。
	【女】 13歳	「十三ウユエー」と称し、祝い事を行なった。概して男子よりも盛大に祝われたが、規模は家によって異なった。
浦添市	【女】 13歳	親戚などを招いて内祝いを行なった。
糸満市	【男】 徴兵検査	
	【女】 初潮	初潮の事実は恥ずかしさから秘匿され、祝い事もなかった。

もって公的な成人として認めるという意識が垣間見られよう。

ところで、前近代の元服実施年齢の平均は、数え15歳であったと説かれることがままある。たとえば小説家の柴田錬三郎は「私は、封建時代がたちかかった唯一の美德は、『十五歳元服』という観念の実践である、と考えている」「そして、それは、戦前までに、厳然と存在した」（柴田 1969：144）と述べているが、本稿の調査結果に照らすと、この柴田の理解は正確ではないことがわかる。つまり、根生いの成人認定年齢に倣い、徴兵検査が実施される満20歳未満の年齢をもって一人前と見なしたとする事例も半数近くにのぼるが、その年齢は地域によって異なっており、一様ではなく、旧制の小学校教育が終了する15歳前後である場合が目立つものの、12歳から21歳までと幅広い。傾向としては、重労働が求められる漁村部や、商家の集まる町場では高年齢に設定されている。これは当該地域の主たる生業環境が、成人認定年齢と深く関わることを示していよう。要するに、親の仕事を手伝うことが可能となる年齢が「一人前」と考えら

れていた、ということである。

これに関して重要な点は、各地の成人認定年齢が、集落や大字といった小さなコミュニティレベルで取り決められていたということである。集落が異なれば、その成員の多くが関わる主たる生業もまた違ってこよう。だから同一の自治体であっても、隣接する集落どうして成人認定年齢が異なるケースも珍しくない。そして特筆すべきは、その成人認定年齢も可変的で、ある程度の柔軟性を有していた可能性があったという点である。

たとえば、福島県岩瀬郡鏡石町仁井田では、高等小学校卒業後の青年会への入会をもって一人前と見なしたが、中には「息子はオクテだから一年遅らせてもらいたいという人もあった」（鏡石町編 1984：234）という。また、当該地域で定められた成人認定年齢に達しても、米俵や力石を持ち上げることができなかったり、農作業のノルマをこなせなかったという場合、一人前とは見なされなかったという事例は枚挙に暇がない。これらは、「一人前」に至るためには厳しい試練を経なければならなかったという見方以上に、個人の成熟度がある程度考

慮されていたことを示しているのではなかろうか。

以上をまとめると、男子の場合、「成人＝満20歳」という意識は徴兵制の定着と平行に生成したものの、依然として根生いの成人認定年齢が活きており、それは地域や個人の事情に応じて柔軟に設定されていた、ということになる。

#### (4) 女子の成人認定基準

表1からも分かるように、女子の成人認定時期の報告事例数は、男子が697であるのに対し、その半数以下の341と少ない。これは女子の場合、個人差のある初潮をもって一人前と見なす傾向が強かったために、男子のように集落や大字レベルで成人認定時期を設定できなかったため、インフォーマントから確たる回答を得られなかったものと推察される。今回明らかとなった女子の成人認定年齢のうち、これを初潮とした事例は210で、全体の約61.6%にのぼる。沖縄県下で広く見られた「十三ユーエー（祝い）」をはじめ、全国には初潮の有無に関わらず成人認定年齢を数え13歳と定めていた地域も目立つが、全体の割合としては少ないといえる。したがって、成人認定に際して儀礼的な行事が行なわれることは、男子に比べれば相対的に少なかった。

初潮に次いで多いのは労働力で、多くは農作業や機織りの進捗、炊事や裁縫といった家事全般をこなす能力を身につけた段階で一人前と見なされるケースである。このほか、わずかながら結婚や出産をもって一人前とした事例もあるが、女子の成人認定基準すべてに共通するのは、結婚生活を遂行する上での身体的・技能的な可能性を前提としている点である。これが男子との決定的な違いであるが、いずれも個人差に基づいているという点は留保しておきたい。

なお、本稿の趣旨とは若干ずれるが、関連することなので指摘しておきたい。

既存の民俗学では、本来の日本の民間において、性がタブー視されるようなことはなかったという議論がなされることがある。たとえば八木透は、「私たちが学ばねばならないのは、民俗社会では女性の『性』に対してきわめてオープンであったということだ。少なくとも娘の初潮を秘め事として男たちに隠すようなことはなかった」（八木 2003：32）と述べている。だが、表1を見ても分かるように、各地の自治体史の記述を信じるならば、初潮を迎えた女子は、その事実を恥かしさから秘匿したり、内々に母親に告げたとする証言が多い。その際は「赤飯を炊いて祝った」という話もあり<sup>14)</sup>、確かに同

様の事例は豊富だが、少なくとも、男子を交えて大っぴらに祝ったというようなケースは、表1では東京都の島嶼部（大島・八丈島・青ヶ島）ぐらいで、全国的にはむしろ少ない<sup>15)</sup>。赤飯にしても、当の本人は「弟が『なんで今日はオコソなの？』と聞くから恥ずかしい」と言って嫌がっていたという報告さえある（荒川区民俗調査団編 1993：137）。さらに、この赤飯祝いは、かつては特定の家において行なわれていたらしく、各家庭に普及したのは戦後であったという証言も複数あることから、私は、民俗社会において性は明かかったというような従来の説は、もう少し吟味してみる必要があると考えている。

## 4. おわりに

本稿での議論をまとめると、今日一般化している「成人＝20歳」という認識は、まず男子に対して1873年に出された徴兵令をその起源とする。それが男女ともに明確に規定されたのは、1898年の民法制定の際であるが、民間では各地域の「民俗」に従って「一人前」の年齢基準を定めており、民法に規定された成人年齢はすぐには定着しなかった。しかし、事後的に未成年者の喫煙や飲酒を規制する法律が整備されると、根生いの成人認定基準は駆逐されてゆき、男子については徴兵検査が元服に代替する儀礼的行事と見なされるようになった。かくして、ようやく「成人＝20歳」という認識が根付きはじめたが、それが全国的に定着したと政府が認めるのは戦後になってからであり、それは官製成人式の普及過程と軌を一にしていた蓋然性が指摘できる。

つまり、「成人＝20歳」という認識の一般化に多大な影響を与えたのは、戦前の徴兵検査と戦後の官製成人式であり、いずれも行政によって設定された基準であったということである。これにより、本来地域とその主たる生業と密接に結びつき、個人の成熟度に応じて柔軟性もっていた成人認定基準が崩壊し、「20歳」という根拠のよくわからない年齢をもって、日本人が一斉に「成人」たることを求められるという困難が現出した。換言すれば、それは個人差を敢えて無化することにより、はじめて成就可能となる事案であったといえよう。

戦前に各地の「民俗」によって規定された成人認定基準は、概して男子の場合は「親の仕事を手伝うことが可能になった年齢」、女子の場合は「結婚可能な年齢」に対応しており、第一次産業を主たる生業とする地域は成人認定年齢が低く、商家などでは高く設定される傾向にあった。翻って今日の状況を考えると、今や第一次

産業のみで生計を立てている家の割合は少数であり、かつ20歳の段階で既婚である者の割合も少ないであろう。その上、20歳の若者の約半数は就学中である。彼らの中に、企業や役所などの組織で働く親の仕事を、すぐに手伝える能力のある者がどれだけいるだろうか。彼らが20歳に至っても「成人」という意識を持ってないとしても、如上の背景を考えれば、ある意味当然である。また成人式で騒ぐような若者も、民俗社会では逸脱者として「一人前」とは見なされなかったであろう。つまり、20歳というだけで、個々人の差異を無視して「成人」と見なし、該当者を一堂に集めて行なうというイベント自体に、そもそも無理があるのである。要するに「荒れる成人式」は、そこに無作為に人を集めるがゆえに起こる問題であって、これを戦前の徴兵検査に起源をもつ「成人=20歳」という観念に照らして論うことに、私はさほどの意味を感じない。

本稿でみたとおり、現在行なわれている成人式の形式は、戦前に名古屋市青年団が主催した「成年式」が起源とみられるが、その段階でも、すでに近代化に伴って消滅した元服儀礼の要素はなかった。戦後に全国へと普及した成人式も、「成人=20歳」という意識を定着させる効果はあったかもしれないが、それ以外の意義は見出せないまま今日に至っているのではなかろうか。言うまでもなく、そこに民俗的な根拠は存在しないことは、本稿で見てきたとおりである。しかも、高度経済成長期に主催者側を危惧させた参加者の華美な服装問題なども、深刻な格差社会に入ったとされる現在の日本では、今後ますます顕在化しよう。

行きたい人だけ行けばよい、行きたくても行けない、荒れて困るというイベントを、今後も公金をもって実施する意味が、いったいどこにあるのであろうか。この際、私は官製成人式の廃止を提言したい。

## 注

- 1) 2017年7月、私は出講先の専修大学・日本女子大学・明治学院大学で担当している「民俗学」の履修生を対象に、成人式への参加状況に関するアンケート調査を実施した。対象者は1994～1998年生まれの学生156名で、うち当該設問に無回答だった3名を除く153名のうち、成人式に参加したか、あるいは今後参加予定であると回答した者は125名で、全体の約80%以上にのぼった。
- 2) 岩本通弥によると、これまで民俗学において「民俗」概念について検討した論考はないとされる(岩本1998:27)。また千葉徳爾は、日本民俗学の創始者である柳田国男でさえ、その意味内容を説明せずに用いてきたと指

摘している(千葉1978:113)。

- 3) この「民俗」についての規定には、「民俗」に対して従前のイメージを抱く立場からは、時に感情的ともとれる反論を受ける場合がある。たとえば永池健二は、拙著『柳田国男の民俗学』への書評を日本民俗学会の機関紙『日本民俗学』に寄せたが、ここで永池は、柳田のいう「民俗」とは、柳田が「愛情」をもって見出した「豊か」なものであるという趣旨のことを主張し、それに共感を示さない私に対して厳しい批判を展開している(永池2015:84-89)。もちろん、「愛情」も「豊か」も個人の主観であるから、それが柳田や永池にとって他人である私の主観と一致するとは限らない。私は同紙上において反論したが(室井2016:97-101)、2017年11月現在、永池からの再反論は出されていない。問題は、総じて「民俗」というものが、順風美俗のようなものとして暗黙のうちに了解されており、これに疑義を差し挟んだ場合、極めて感情的なりアクションが示される嫌いがあるということである。これは、論理よりも情緒が優先されるといふ日本民俗学の非学問性を示すものであり、この点にこそ、民俗学のアカデミズムにおける退潮傾向の主要因を見るべきであろう。
- 4) 出典は『続日本紀』元明天皇和銅7年6月25日条。
- 5) これは神奈川大学国際常民研究機構の共同研究「昭和戦前期の青年層における民俗学の受容・活用についての研究」において、2017年9月8日に私がメンバーとして参加した日本青年館での資料調査の際、確認したものである。研究代表者の丸山泰明氏(天理大学文学部准教授)に感謝したい。
- 6) 林猛によると、蕨町の「成年式」は、「戦後の混乱の中で、仕事にも就くことが出来ず、明日の食料さえ確保するのが難しい時代に、希望を以て生きる術を持って欲しいとの願いが青年団長にあり、又この趣旨に賛同した地域の中心的な組織が協賛者として加わり、戦後の厳しい経済情勢の中で、若者が元気に未来に向かって夢を育てて欲しいとの意図」(林2005:44)のもとに企画されたという。
- 7) この時発せられた文部次官通知の内容は、岩手県盛岡市のウェブサイトで閲覧することができる。(http://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/gakushu/seijin/1003286.html) 2017年11月10日最終閲覧。
- 8) 「七五三」が7歳の女子、5歳の男子、3歳の女子に対する祝い事であるとの認識が一般化したのは高度経済成長期以降である。それ以前は、主に関東地方の都市部において財力のある商家が行っていたもので、一般民衆は7歳もしくは3歳時に簡単な内祝いで済ます場合が多かった。その対象年齢や性別、行事の名称も地域によって様々であり、かつ男女ともに長子のみに行なわれ、次子以下は省略されたとするケースも多かった。また当日、晴着を召して神社参拝を行なうという今日見られる光景が一般化したのも高度経済成長期である。
- 9) 佐賀県鳥栖市では、成人式が実施されるようになった当

- 初、参加者の服装は「女はめいせんの着物、男は詰衿の洋服」（鳥栖市教育委員会編 2009：270）であったという。
- 10) たとえば、熊本県富合村（現、熊本市南区）では「近年式場に臨むのに、余りに派手な盛装を作る風が生じて関係者も頭をなやまして、どうにかせねばと色々つくふうされている傾向も生じている」（富合村誌編さん委員会編 1971：769）、佐賀県玄海町では「昭和になって、町主催により成人式が行なわれるようになった。男は洋服、女は和服で、女の和服の調達には、農家としては大きな負担となった」（玄海町史編纂委員会編 2001：1080）とある。
- 11) ただし、未成年の喫煙を禁ずる法律は民法発布直後の1899年に施行されている。
- 12) 私は1999年から2010年まで、埼玉県吉川市の市史編さん委員会調査員として『吉川市史』民俗編（吉川市教育委員会編 2010）の刊行に関わる調査・編纂事業に携わった。
- 13) 福田の提唱した「個別分析法」による民俗学研究は「地域民俗学」と呼ばれることがあるが、これは宮田登によって貼られたレッテルであり、福田自身はそう呼んだことはない、私は2017年9月8日の「田園都市線沿線懇話会」の席上で、福田から直接教示を受けた。なお福田は、この「地域民俗学」の定着が日本民俗学の衰退を招来させた一因と見ているようだが（福田 2014：85）、私は、それよりもむしろ「重出立証法」の放棄こそが、民俗学の郷土史研究化をもたらし、結果的に「大きな物語」を描けなくなった主要因であり、これによって在野からの支持も失われたという見方に立っている。
- 14) これは1945年に東京都世田谷区で生まれ、同地で育った私の母親も経験している。ただし当日は、祖母（私の母の母）が赤飯を作り、これを隣家に住む叔父宅へお裾分けしたぐらいで、その事実を家族の内外に告げ、趣旨を本人と関係する人々が明確に理解した上で祝い事を行なうようなことはなかったとされる。
- 15) 八木透が論考において指摘した「成女式を特に盛大に行なう地域」でも、この類例として挙げられているのは東京都青ヶ島のみである（八木 2003：31）。
- 鏡石町編, 1984,『鏡石町史』4（民俗編） 福島県鏡石町。  
金子吉衛, 1975,「蕨と成年式—第一回青年祭開催要項」『ふるさとわらび』5 蕨郷土史研究会。  
喜多由浩, 2015,「追悼 塩月弥栄子さん『あの家にはお茶がある』」『産経新聞』3月18日付。  
K・S, K・H, 1968,「今年の成人式をどう見るか」『月刊社会教育』124 国土社。  
玄海町史編纂委員会編, 2001,『玄海町史』 佐賀県松浦郡玄海町教育委員会。  
児玉町教育委員会編, 1995,『児玉町史』民俗編 埼玉県児玉町。  
塩沢一保, 1962,「成人式に寄せて」『月刊社会教育』50 国土社。  
塩月弥栄子, 1970,『冠婚葬祭入門—いざというとき恥をかかないために』 光文社。  
敷島町編, 1966,『敷島町誌』 山梨県中巨摩郡敷島町。  
柴田錬三郎, 1969,「十五歳元服の精神—“行動する未熟者”を甘やかすな」『潮』113 潮出版社。  
田辺信一, 1965,「今年の成人式」『月刊社会教育』90 国土社。  
田村和彦, 1999,「成人式」の誕生」常光徹編『妖怪変化』ちくま新書。  
千葉徳爾, 1978,『民俗学のこころ』 弘文堂。  
鳥栖市教育委員会編, 2009,『鳥栖市史』5（生活民俗編） 佐賀県鳥栖市。  
富合村誌編さん委員会編, 1971,『富合村誌』 熊本県下益城郡富合村。  
永池健二, 2015,「書評：室井康成著『柳田国男の民俗学構想』」『日本民俗学』282 日本民俗学会。  
花房卓爾, 1980,「元服儀礼の理想と現実—元服の実施年齢をめぐって」『広島大学文学部紀要』40 広島大学文学部。  
林猛, 2004,「成人式の変容とその展望—戦後から昭和41年まで」『日欧比較文化研究』2 日欧比較文化研究会。  
林猛, 2005,「成人式の変容とその展望—民俗の観点から」『日欧比較文化研究』3 日欧比較文化研究会。  
福田アジオ, 1984,『日本民俗学方法序説—柳田国男と民俗学』 弘文堂。  
福田アジオ, 2014,『現代日本の民俗学—ポスト柳田の五〇年』 吉川弘文館。  
室井康成, 2010,『柳田国男の民俗学構想』 森話社。  
室井康成, 2016,「拙著『柳田国男の民俗学構想』に対する永池健二氏の書評に疑義あり」『日本民俗学』286 日本民俗学会。  
八木透, 2003,「民俗としての成人儀礼—大人への旅立ち」『教育と医学』51—4 教育と医学の会。  
柳田国男, 1934,『民間伝承論』（『柳田国男全集』8 1998 筑摩書房）。  
吉川市教育委員会編, 2010,『吉川市史』民俗編 埼玉県吉川市。  
蕨市編, 1995,『新修蕨市史』通史編 埼玉県蕨市。

## 参考文献

- 青木隆浩, 1999,「飲酒規範と近代—『伝統』の流用と未成年者の飲酒禁止を中心として」『日本民俗学』291 日本民俗学会。  
荒川区民俗調査団編, 1993,『町屋の民俗』 東京都荒川区教育委員会。  
岩本通弥, 1998,「民俗・風俗・殊俗—都市文明史としての「一国民俗学」」宮田登編『民俗の思想』（現代民俗学の視点3）朝倉書店。  
大間知篤三, 1959,「成年式」『日本民俗学大系』13（社会と民俗Ⅱ） 平凡社。